



森林経営管理制度 市町村業務マニュアルⅠ

～森林経営管理制度に係る事務の手引きの補足～

令和2年（2020年）3月

長野県林務部

森林経営管理支援センター

マニュアル作成にあたって

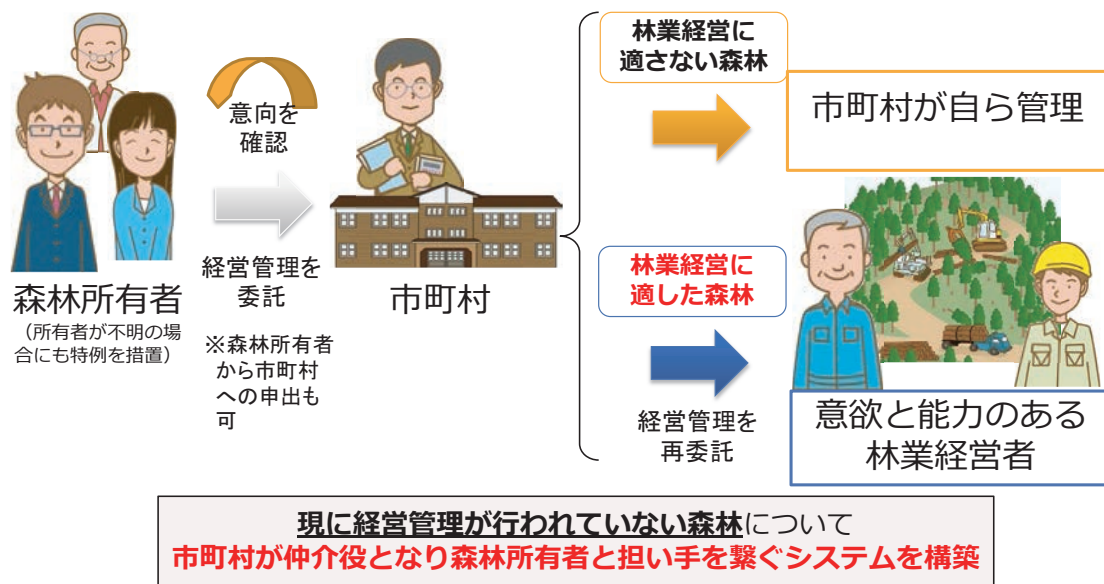
「森林経営管理制度市町村実務マニュアルⅠ～森林経営管理制度に係る事務の手引きの補足～」(以下「本マニュアル」という。)は、平成31年4月からスタートした森林経営管理法に基づいて森林経営管理制度を運用する市町村を支援するために作成したものです。

また、本マニュアルは、国(林野庁)が定めた「森林経営管理法の事務の手引き」(以下「林野庁手引き」という。)の補足資料として作成したものであり、事務手続き等の詳細は、「林野庁手引き」又は、全国林業改良普及協会発行の「森林経営管理制度ガイドブック」(以下「ガイドブック」という。)を参照してください。

なお、本マニュアルは他県のマニュアル等を参考に長野県林務部内に設置した森林経営管理支援センターが取りまとめたものです。

◆ 森林経営管理制度とは

平成31年4月からスタートした森林経営管理制度(新たな森林管理システム)は、民有林のうち、現に経営管理が行われていない森林について、市町村が森林所有者の委託を受け経営管理することや、意欲と能力のある林業経営者に再委託することにより、林業経営の効率化と森林の管理の適正化を図る制度です。



◆ 本マニュアルの対象は、長野県の民有林(地域森林計画対象民有林)とします。

◆ 留意事項

- ・本マニュアルは、令和2年3月時点の情報で作成しているため、法律や要綱等の改正により内容が変更する場合があります。
- ・本マニュアルを参考に、各市町村が独自に、より効果的かつ効率的な手法で制度運用されることを期待します。また、制度運用の中で、参考となる先進的事例等が出てきた場合には、今後、本マニュアルを改正する時点で反映する予定です。

目 次

マニュアル作成にあたって	1
--------------------	---

I

森林経営管理制度のワークフロー 4

01 森林（状況の把握）	5
02 情報整理（対象森林抽出）	6
03 意向調査（優先順位決定）	7
04 意向調査（実施）	8
05 回答を踏まえた対応検討	9
05' 森林所有者から申出があった場合	10
06 経営管理権集積計画（概要）	11
06 経営管理権集積計画（経営管理の内容や期間）	12
06 経営管理権集積計画（同意取得に向けた取組）	13
07 経営管理権集積計画（公告/縦覧）	14
09 経営管理実施権配分計画（作成）	15
10 経営管理実施権配分計画（公告/縦覧）	16
11 経営管理実施権を設定した民間事業者（報告）	17
08 市町村森林経営管理事業（実施）	18
12 国へ報告	19

II

市町村森林経営管理制度実施方針の策定 20

市町村森林経営管理制度実施方針作成の手順とポイント（例）	21
（1）対象地の絞り込み素案の作成	21
（2）抽出作業に必要な森林関連情報の内容と入手方法	22
（3）対象地の絞り込み	24
（4）実施方針の作成・公表	24

III

意向調査（アンケート）の実施方法 33

（1）意向調査の流れ	34
（2）林地台帳管理システム（県システム）—所有者情報の出力方法について	37
（3）森林所有者意向調査の外部委託積算例	40

意向調査の参考様式①	45
意向調査の参考様式②	47
意向調査の参考様式③	50

IV 所有者不明森林の探索 52

(1) 所有者不明森林とは	52
(2) 所有者情報はどこから得たか？	53
(3) 不明森林所有者（共有者）探索の基本	54
(4) 政令に定められた探索方法	56
(5) 政令で定める方法以外の探索方法	57

V 市町村森林経営管理事業の実施方法 65

(1) 計画策定	65
(2) 森林調査	66
(3) 設計積算	69
(4) 発注	73
(5) 現場監督	75
(6) 完了検査	75

VI 参考資料 76

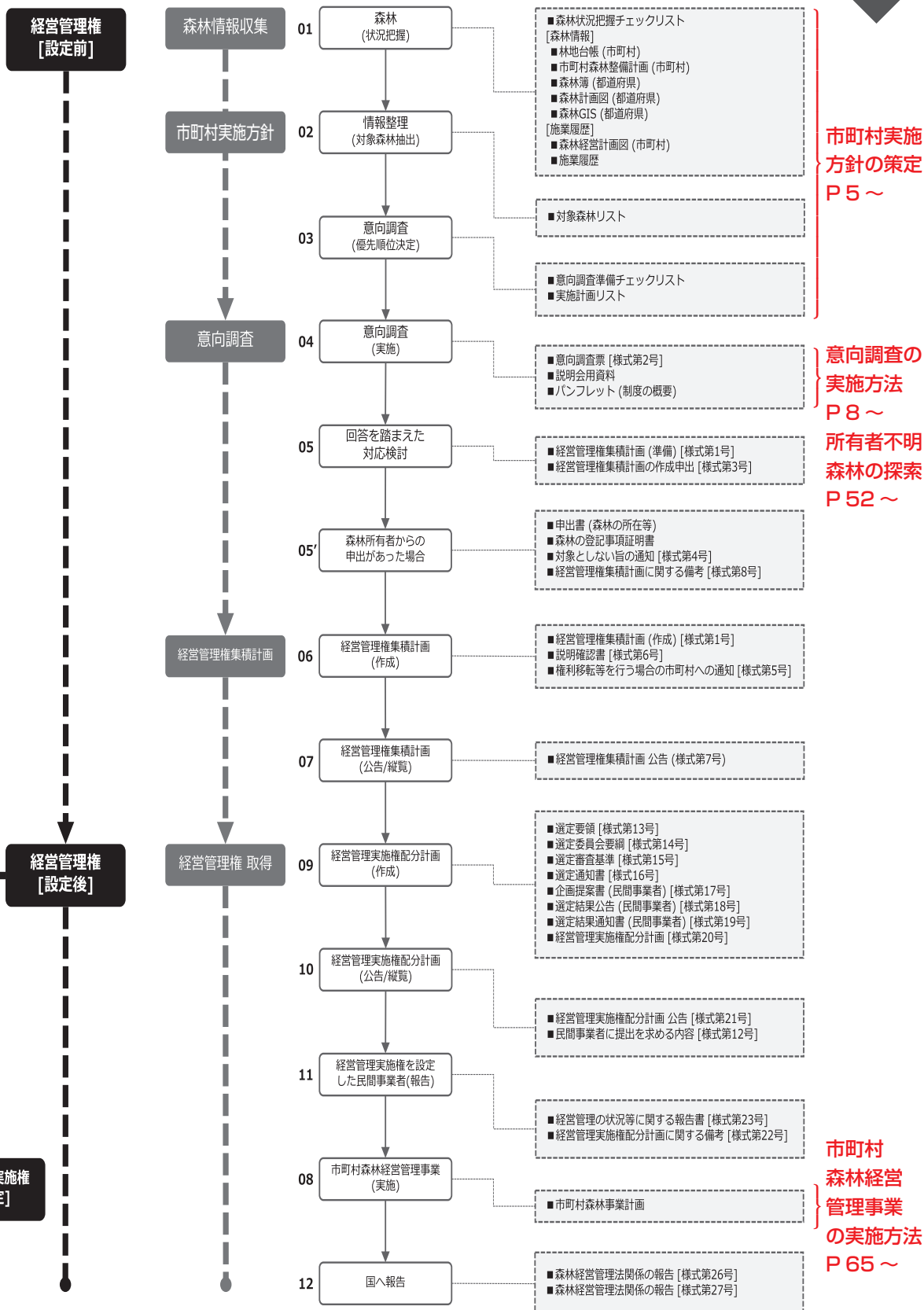
森林経営管理制度 Q & A	76
実施計画リスト	101

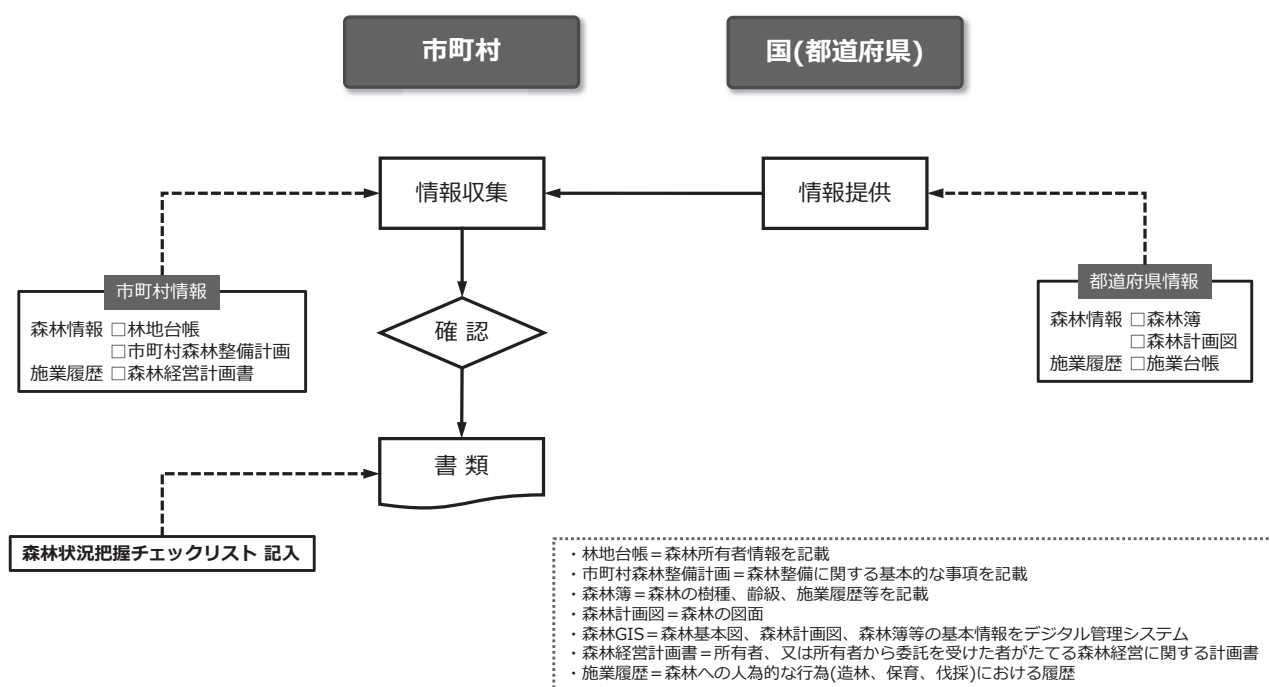
I

森林経営管理制度のワークフロー

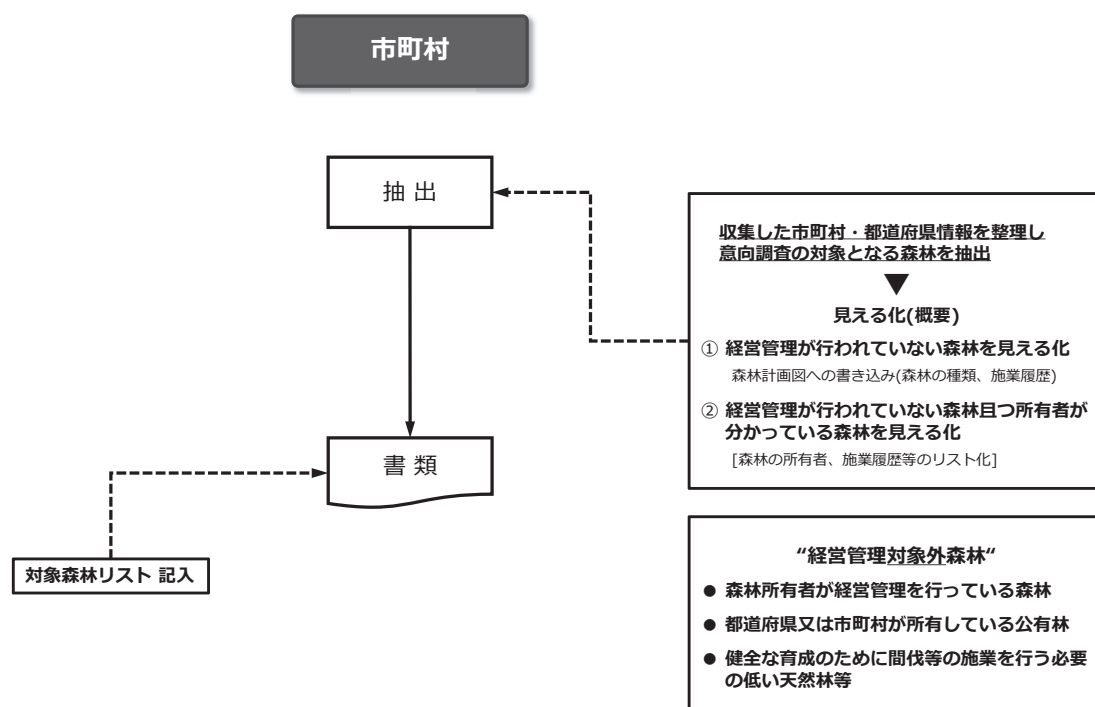
マニュアル I 掲載項目

必要書類・様式一覧



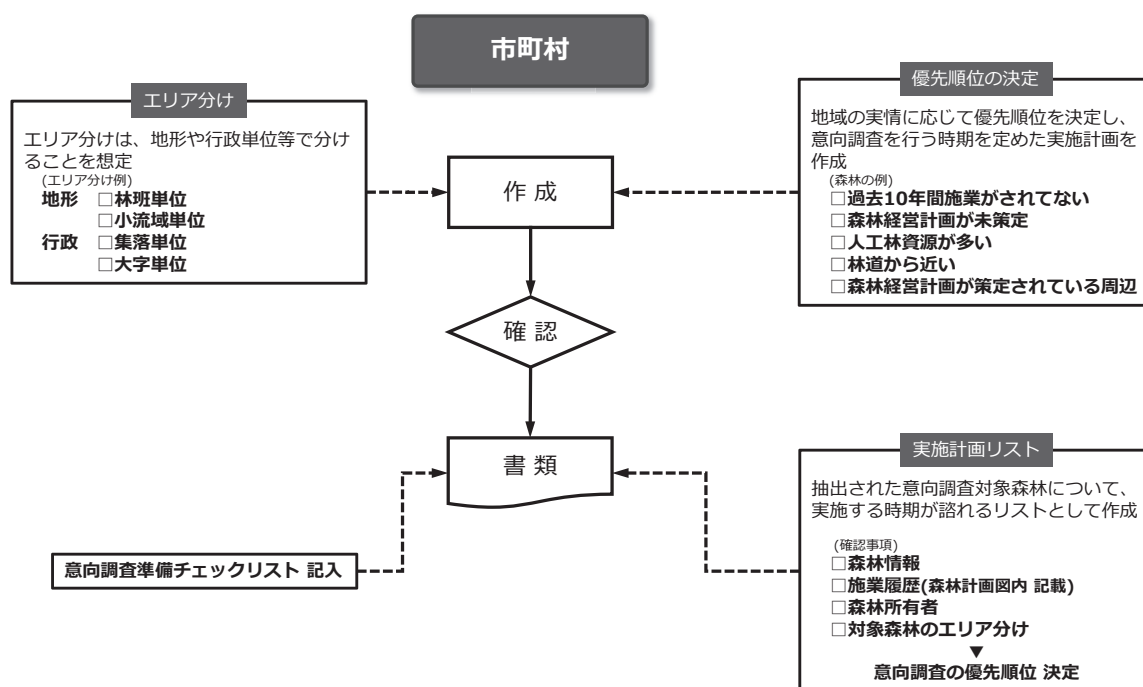


- ① 森林情報収集では、県が保有する森林情報としての“森林簿”“森林計画図”そして“施業履歴”、市町村が保有する森林情報としての“林地台帳”“市町村森林整備計画”そして施業履歴である“森林経営計画書”を参照することが必要となります。
- ② まず県から情報提供を受けたのちに、市町村情報とともに必要な書類情報の収集を行い、意向調査に向けた整理を進めていくことが、最初のステップとなります。
- ③ 収集された各種情報は、“森林状況把握チェックリスト”への記入をもって完了させ、次のステップである森林情報の整理と抽出に移行していきます。
 ➡ガイドブック参照（森林状況把握チェックリスト）



森林情報と施業履歴を基に情報整理を行い対象森林の抽出を進めていきます。

- ① 対象森林の抽出は、森林状況の見える化がポイントとなります。
その概要としては
 - (ア) 森林計画図に森林の種類や施業履歴を書き込み、経営管理が行われていない森林を見る化。
 - (イ) 森林の所有者や施業履歴等をリスト化し、経営管理が行われていない森林でかつ森林所有者が分かっている森林を見る化していきます。
 - (ウ) 経営管理の集積を図ることにより、林業経営の効率化や、森林管理の適正化が図られると認められる場合の森林等を見る化します。
- ② 抽出の必要のない森林、経営管理対象外の森林としては……
 - (ア) 森林所有者が経営管理を行っている森林
 - (イ) 都道府県又は市町村が所有している公有林
 - (ウ) 健全な育成のために間伐等の施業を行う必要性の低い天然林となります。
- ③ 抽出した内容については、“対象森林リスト”に記入を行い、次のステップである意向調査の優先順位の決定へ進めていきます。
➡ガイドブック参照（対象森林リスト）



- ① 優先順位の決定にあたっては、まず対象森林をエリア分けすることから始めます。
エリア分けでは、地形単位や行政単位で分ける事を想定し、作成を行います。
- ② なお、優先順位の決定には、地域の実情に応じた優先順位を考慮し、意向調査を行う時期を定めた実施計画を作成します。

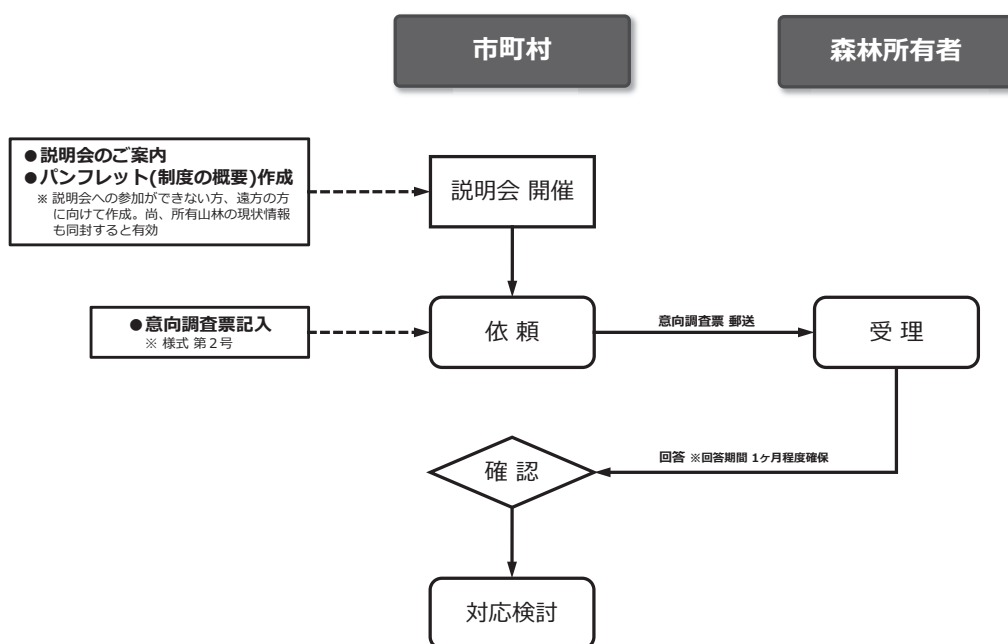
意向調査が優先される森林の例としては

- (1) 過去 10 年間施業がされていない
- (2) 森林経営計画が未策定
- (3) 人工林資源が多い
- (4) 災害の危険性が高い（防災上必要等）
- (5) 林道から近い
- (6) 森林経営計画が策定されている周辺 等々

以上のエリア分け、優先順位の決定を作成、確認を行った上で、“対象森林リスト”へ優先順位と実施時期を書き込み、“実施計画リスト”（参考様式を添付（P101））として作成を進めていきます。

実施計画リストの作成と同時に、意向調査準備チェックリストへの記入も行います。

➡ガイドブック参照（意向調査準備チェックリスト）



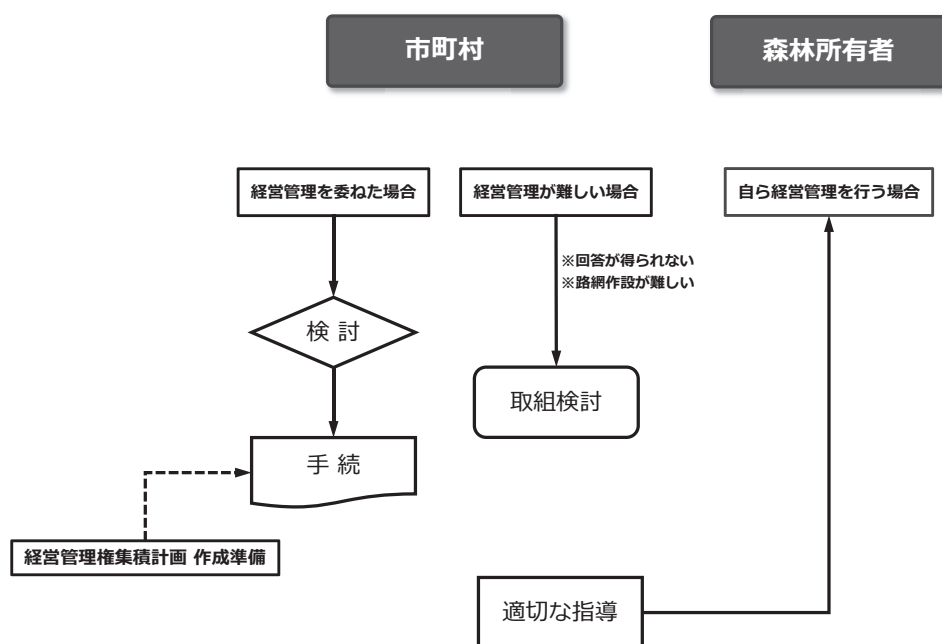
実施計画リストに基づき、経営管理意向調査をスタートします。

- ① 意向調査を進めるにあたり、森林所有者に対して、森林経営管理制度の概要や趣旨を伝えるための説明会を開催し、十分な理解を得ることが必要となります。

市町村では、説明会のご案内手続きや、当日、会に参加できない方に対して、森林経営管理制度の概要が解るパンフレットを作成し、郵送します。

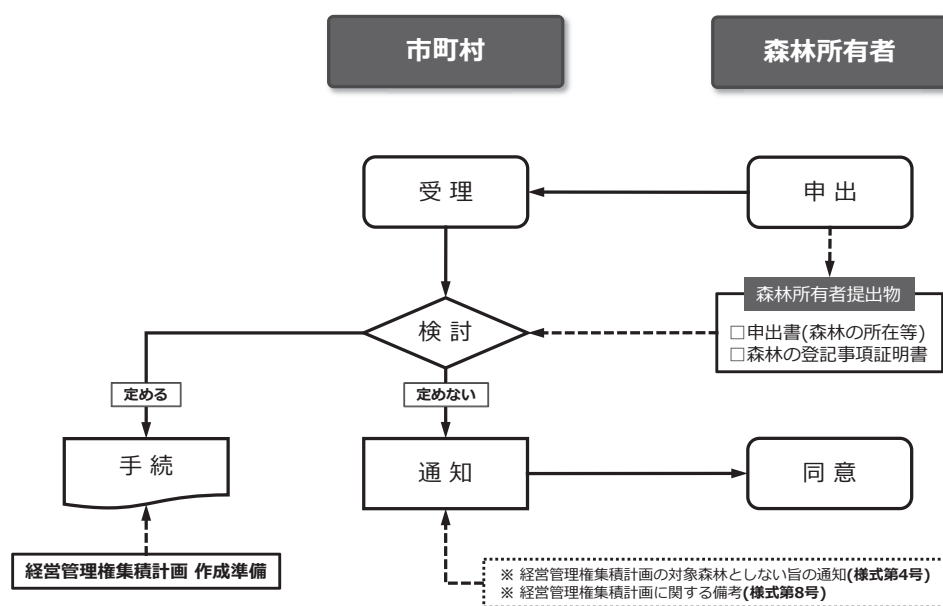
その際には、所有山林の現在の状況等の情報も同封することで、業務の効率化が図られます。

- ② 説明会を終えた後、“意向調査票”を森林所有者に郵送します。
- ③ 森林所有者からの回答期間は、1ヶ月程度を確保します。
(お正月やお盆など帰省時期に合わせるなどの工夫も必要です。)
- ④ 森林所有者から回答が戻ってきたら、その内容を確認し、対応を検討していきます。



意向調査票の回答を踏まえた対応を進めていきますが、その対応として

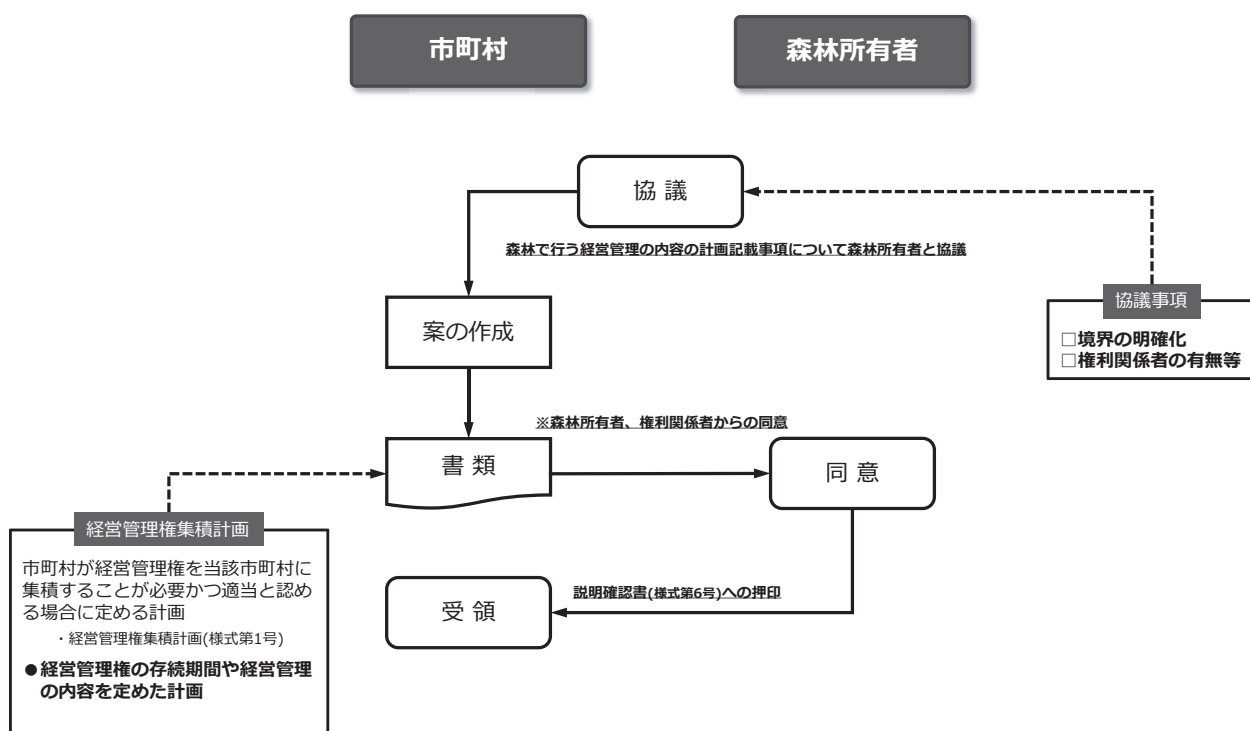
- ① 市町村に経営管理を委ねた場合
森林所有者から、市町村に経営や管理を委ねることを検討したいと回答があった場合、周辺の森林所有者からの回答、森林の集積の状況等も踏まえ、検討を行い、森林所有者との合意の下で経営管理権集積計画の作成準備を行います。
- ② 市町村での経営管理が難しい場合
他の森林所有者から委託の回答が得られず、効率的な経営管理が進められない場合や、路網の作設が難しい場合等、ただちに計画策定が難しい場合には、計画策定に向けた条件整備など、今後の取組の検討を行います。
- ③ 森林所有者自らが経営管理を行う場合
自ら経営管理を行う又は、自ら委託先を探して経営管理を委託する旨の意向が表明された場合、市町村は、当該森林所有者に対して当該森林の今後の施業予定について確認し、当該施業予定が、森林法に規定する市町村森林整備計画等に即して適切に施業が実施されるよう指導に努めていきます。



- ① 森林所有者から、市町村に経営や管理を委ねたいという申出があった場合
- ② 森林所有者は、森林の所在等を記載した申出書、その森林所有者であることを確認するための書類“登記事項証明書”等を提出する必要があります。
市町村では、実施方針などを踏まえ、経営管理権集積計画を定めるかどうか検討を行います。
- ③ 検討の結果、定めるとした場合は、経営管理権集積計画の作成準備を進めます。
- ④ 林業経営の効率化及び森林管理の適正化の一体的な促進を図るとの法の趣旨に適合せず経営管理権集積計画を定めないと判断した場合は、“経営管理権集積計画の対象としない旨の通知”及び“経営管理権集積計画に関する備考”に市町村の判断理由を記載する必要があります。

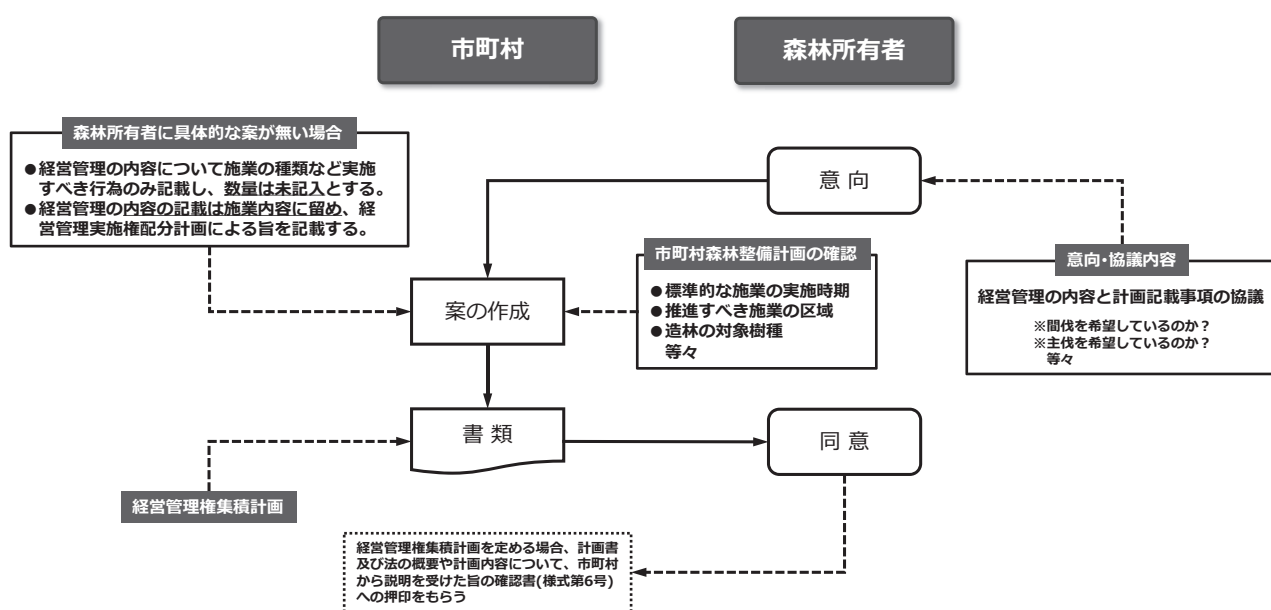
例えば

- 森林所有者が主伐により収益を上げたにもかかわらず植栽していない等、森林所有者自らの負担により必要な施業を実施する必要がある森林
- 係争地であるため、ただちに経営管理権を設定することが困難な森林
- 天然林のように継続的に施業を実施する必要がない森林
- 申出のあった森林が0.1ha未満の小面積であって、周辺森林について、経営管理意向調査を実施しても経営管理集積・集約化が見込めない森林
- 経営管理が行われている森林
- その他市町村の判断により対象外とする森林



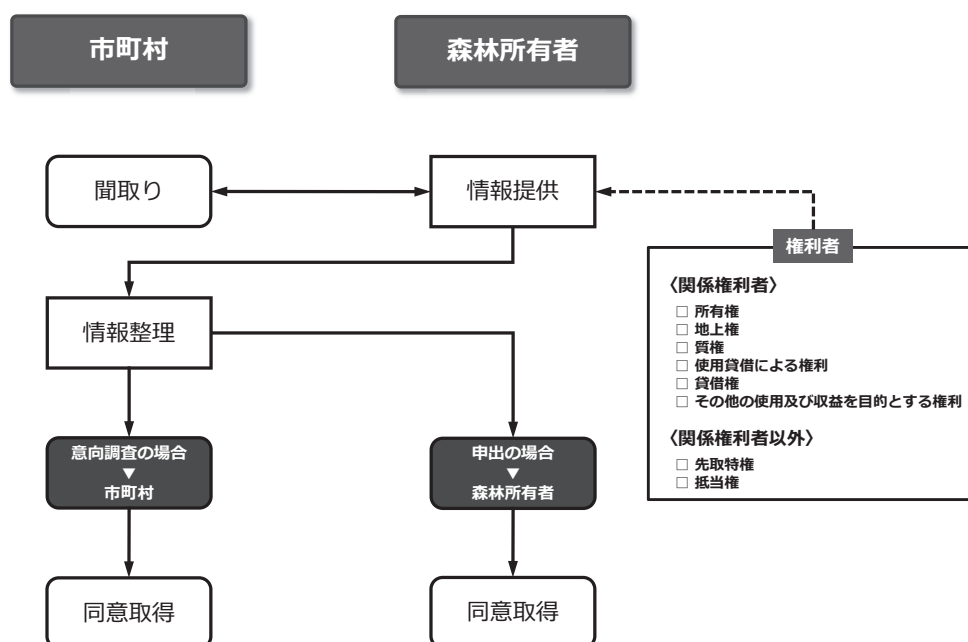
経営管理権集積計画を定めると判断した森林について、経営管理権集積計画を作成していきます。

- ① 作成する上で、まず初めに森林所有者と経営管理の内容に関する協議を行い、計画の記載事項を確認していきます。
- ② 協議事項としては、境界の明確化や権利関係者の有無などが挙げられます。
- ③ 協議した内容を基に、経営管理権集積計画の案を作成します。
経営管理権集積計画とは、経営管理権の存続期間や経営管理の内容、販売収益に係る事項等が定められているものです。
- ④ 作成した経営管理権集積計画の案については、森林所有者や関係権利者からの同意を得る必要があります。
- ⑤ 森林所有者には、市町村から説明を受けた旨を記載した“説明確認書”に押印をしてもらいます。



経営管理の内容や期間を定めていく上で、

- ① 森林所有者による意向の確認が必要です。
市町村と森林所有者との間で経営管理の内容と計画記載事項を協議しますが、森林所有者による具体的な意向内容として……
間伐を希望しているのか又は、主伐を希望しているのかなど意向の確認が必要です。
- ② 意向の確認が取れたら、市町村では“市町村森林整備計画”の確認とともに案の作成を行います。
市町村森林整備計画の確認事項としては……
標準的な施業の実施時期や、推進すべき施業の区域、造林の対象樹種等が挙げられます。
- ③ 森林所有者に具体的な案が無い場合は
経営管理の内容について施業の種類など、実施すべき行為のみを記載し、数量等を記入しない。内容の記載は、標準的な施業内容に留め、経営管理実施権配分計画による旨を記載する等の検討をします。
- ④ 案の作成が完了したら、“経営管理権集積計画”を作成し、森林所有者との合意を図ります。
なお、森林所有者は、経営管理権集積計画を定める場合、計画書及び法の概要や計画内容について、市町村から説明を受けた旨の“説明確認書”への押印が必要となります。



経営管理権集積計画の作成にあたり、森林所有者及び関係権利者の同意が必要となります。

① 市町村は、関係権利者の情報を得るため、森林所有者に聞き取りを実施します。

② 関係権利者とは

- ・ 所有権
- ・ 地上権
- ・ 質権
- ・ 使用貸借による権利
- ・ 貸借権
- ・ その他の使用及び収益を目的とする権利

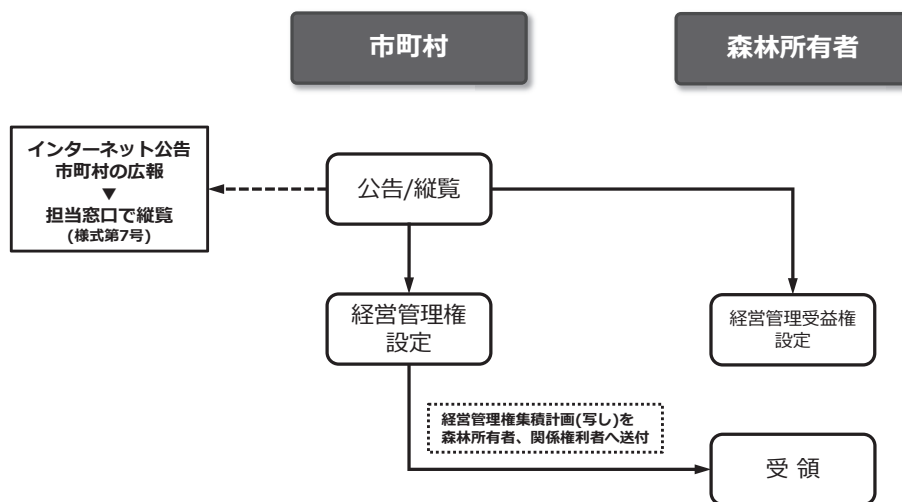
また、関係権利者以外である

- ・ 先取特権
- ・ 抵当権

③ 以上の権利者情報を市町村で整理し

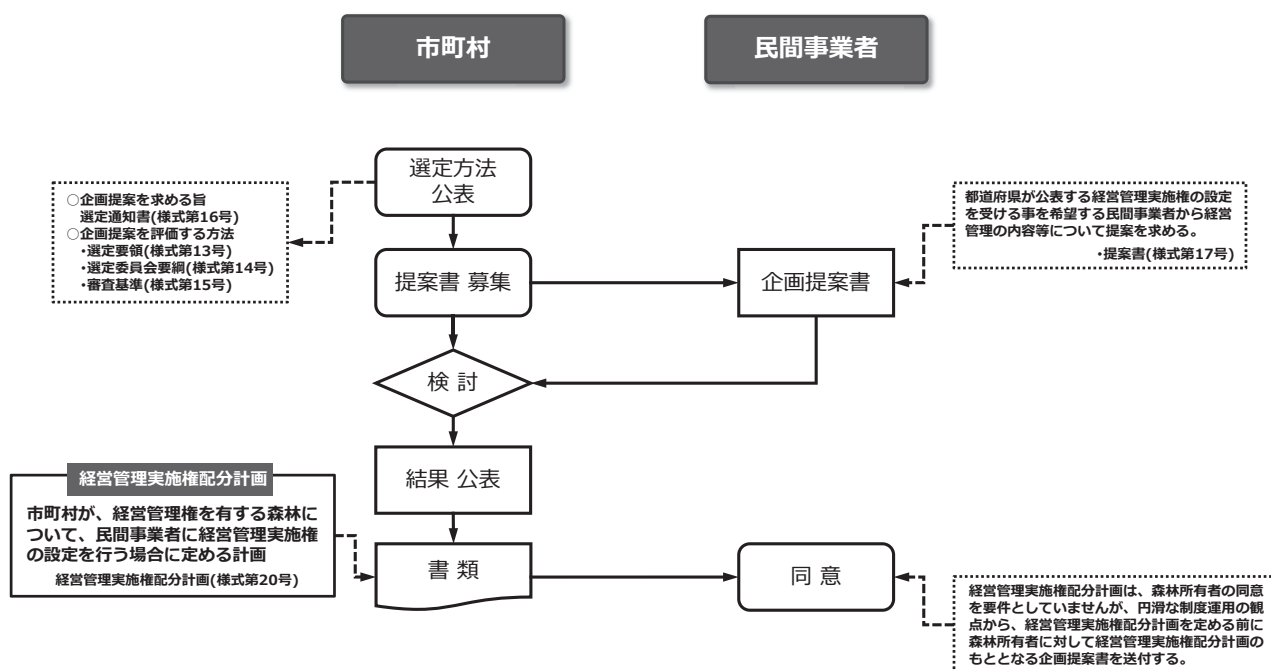
④ 各権利者の同意を取得します。

⑤ 森林所有者が自ら申出をされた場合は、森林所有者が、権利者の同意取得を行います。



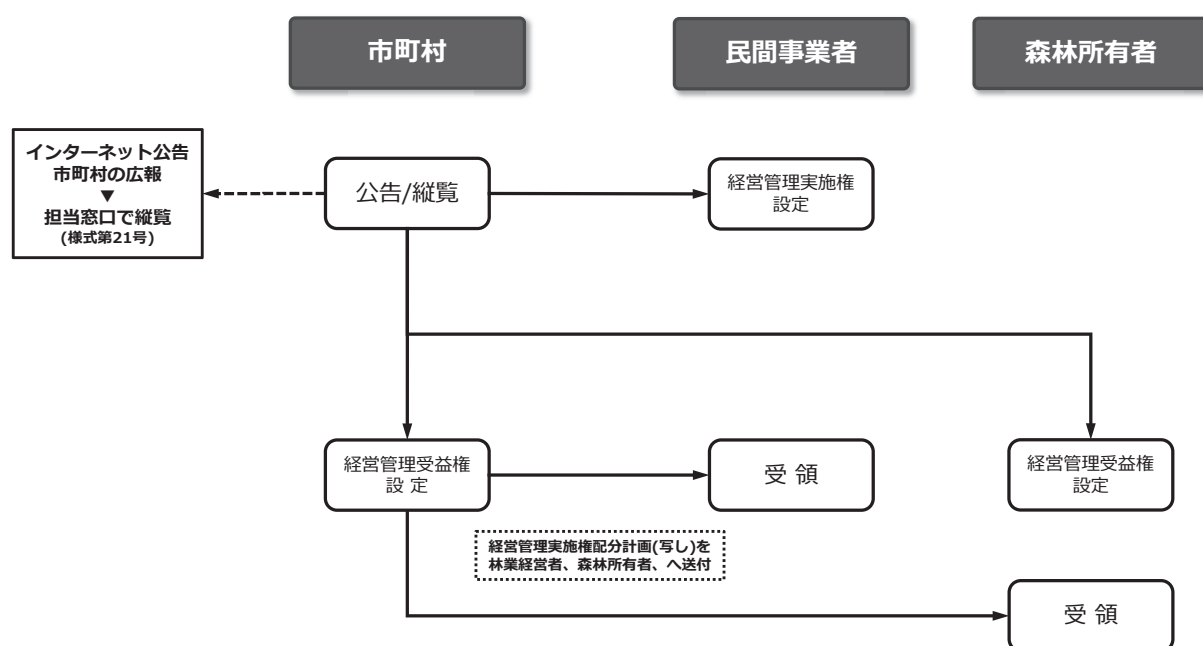
ここからは、経営管理権を設定する段階に入っていきます。

- ① 経営管理権集積計画を定めたときは、インターネットや、市町村の広報で公告し、市町村の担当窓口でも縦覧していきます。
- ② 経営管理権集積計画は公告することで
市町村には経営管理権が、森林所有者には金銭の支払いを受ける権利、経営管理受益権が設定されます。
経営管理権は、公告後に森林所有者となった者にも効力があります。
- ③ 最後に、森林所有者や各関係権利者へは、経営管理権集積計画の写しを送付するようにします。



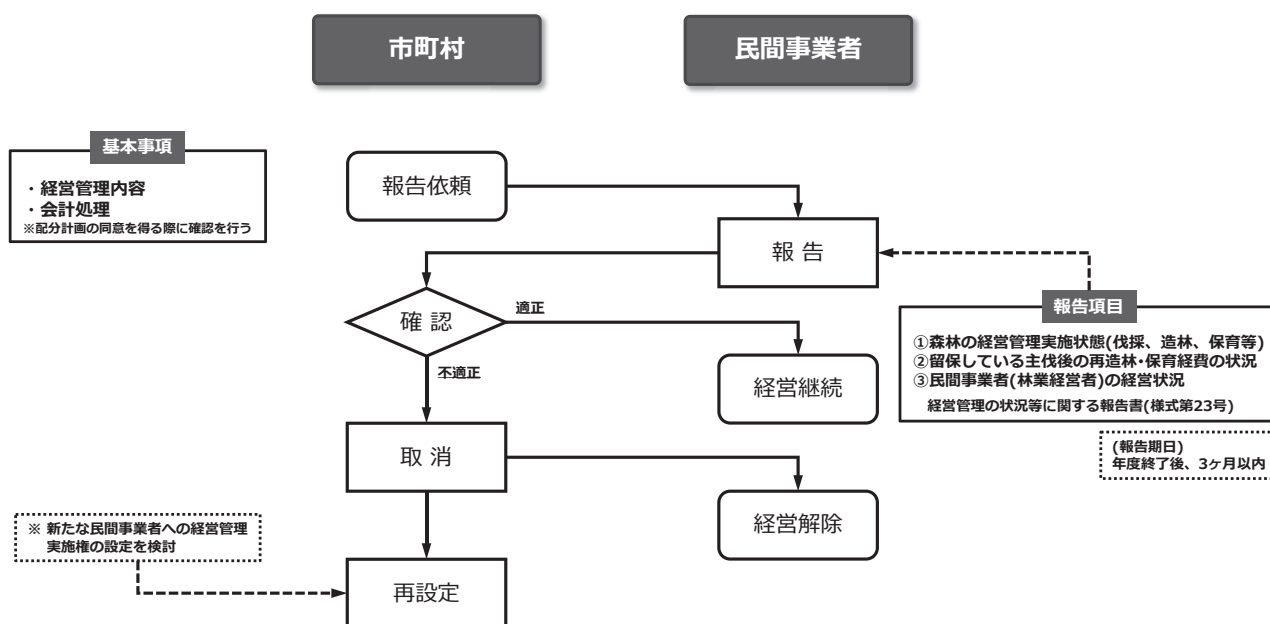
経営管理実施権配分計画の作成では、経営管理権を取得した森林のうち、林業経営に適した森林について、経営管理実施権を設定する民間事業者を選定します。

- ① 民間事業者に向けて、選考方法の公表、提案書の募集を行います。
公表内容は、企画提案を求める旨と、企画提案を評価する方法についてです。
企画提案の評価方法は、選定要領 選定委員会要綱 審査基準の三つです。
それぞれ、「林野庁手引き」にある様式を参照していきます。
- ② 県が公表する経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者から企画提案書を受け
- ③ 審査基準に則り、市町村で検討を行います。
- ④ 審査、評価した上で、経営管理実施権を設定する民間事業者を選定し、選定結果を公表します。
企画提案書の審査、評価は、公平性の確保という観点から、市町村の担当課以外の者や、県職員などの第三者と連携して行います。
- ⑤ 選定した民間事業者に、経営管理実施権を設定するため、経営管理実施権配分計画を作成します。
- ⑥ 経営管理実施権配分計画は、民間事業者の同意が得られている必要があります。
森林所有者の同意は要件としていませんが、円滑な制度運用の観点から、経営管理実施権配分計画を定める前に、森林所有者に対して、経営管理実施権配分計画のもととなる企画提案書を送付します。



経営管理実施権配分計画を定めたときは、遅滞なく経営管理実施権配分計画を定めた旨を公告する必要があります。

- ① 公告は、インターネットや市町村の広報にて行い、市町村の担当窓口でも縦覧します。
- ② 公告、縦覧することで、民間事業者には経営管理実施権が、森林所有者と市町村には経営管理受益権が設定されます。
- ③ また、公告した経営管理実施権配分計画について、その写しを当該民間事業者及び当該森林所有者に送付するようにします。



経営管理実施権を設定した民間事業者の報告について市町村は、経営管理実施権配分計画の同意を得る際の、民間事業者との基本的事項を確認の上

① 経営管理実施権の設定を受けた森林についての経営管理の状況、その他必要な事項に関し、報告を求めることができます。

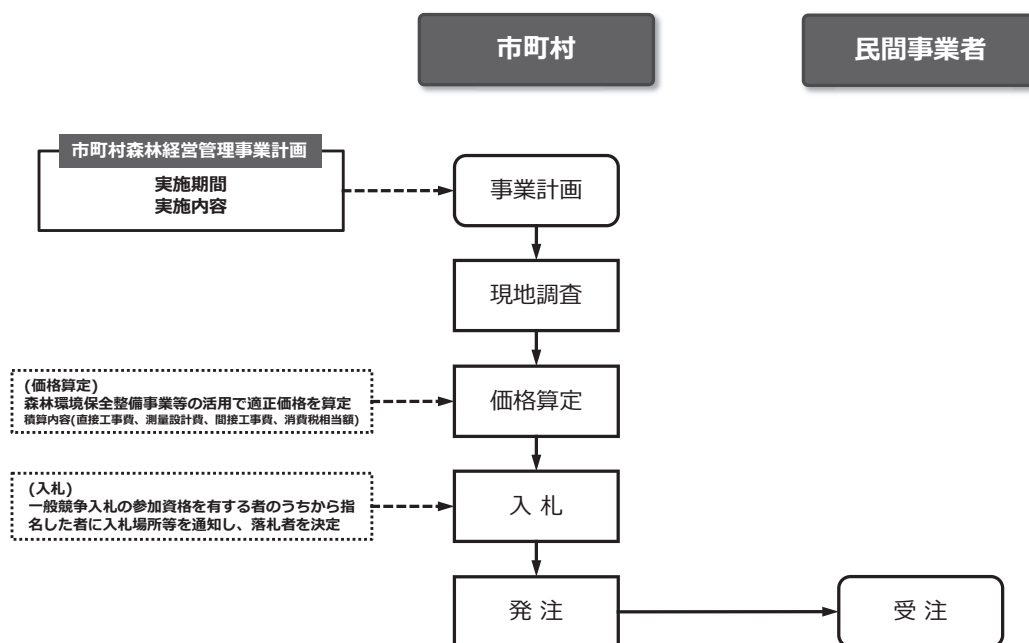
② 民間事業者は、“経営管理の状況等に関する報告書”に

- ① 当該森林の経営管理（伐採、造林、保育等）
- ② 留保している主伐後の再造林・保育経費の状況
- ③ 民間事業者（林業経営者）の経営状況

その他必要事項を記入し、報告を行います。報告期日は、年度終了後3ヶ月以内です。

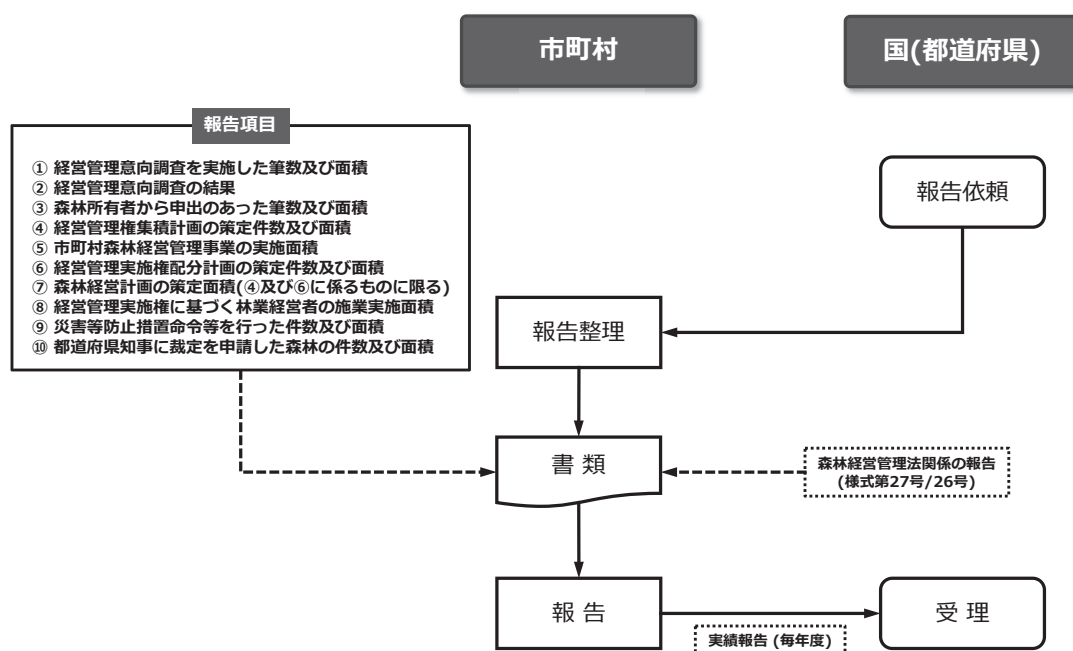
③ 市町村は、報告を踏まえ、適切に経費を留保していない等の場合には、民間事業者が適切に経営管理や会計処理を行うよう指導し、経営管理を確保、継続していきます。

④ しかし、それでもなお経営管理が確保されないと判断した場合は、経営管理実施権配分計画を取り消して、経営解除を行うとともに、新たな民間事業者へ経営管理実施権を再設定することも検討していきます。



市町村は、経営管理権を取得した森林のうち、経営管理実施権が設定されていない森林について、複層林施業や長伐期施業等の方法により経営管理を行う事業市町村森林経営管理事業を実施する必要があります。

- ① 経営管理権を取得した森林について、実施期間、実施内容に関する事業計画を策定します。
- ② 次に、事業実施箇所の現地調査を行います。
- ③ 森林環境保全整備事業等に於ける標準単価等を参考とし、適正な予定価格を算出します。
- ④ そして、一般競争入札の参加資格を有する者のうちから指名した者に入札の場所を通知した上で入札を行い、民間事業者を決定します。
- ⑤ 発注を行うことで、事業の実施をスタートします。



- ① 国及び県は、市町村に対して、経営管理に必要な助言、指導、情報提供、その他援助を行う必要があるため、市町村に対して、当該助言等に必要な資料の提供を求めます。
- ② 市町村では、報告項目を整理し、森林経営管理法関係の報告にまとめた上で、その実績を毎年度県に報告します。

Ⅱ

市町村森林経営管理制度実施方針の策定

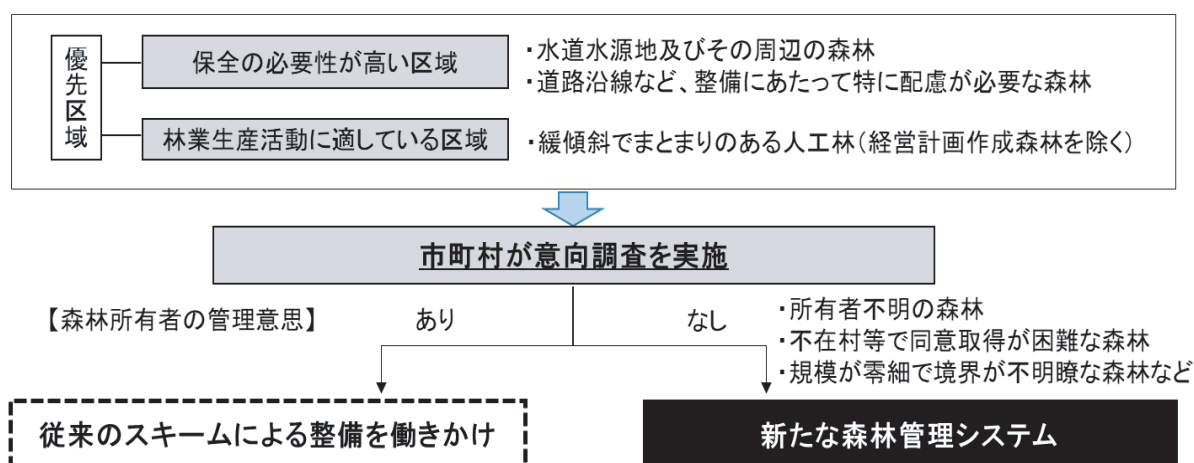
平成 31 年 4 月に森林経営管理法の施行に伴い、経営管理がなされていない森林について、市町村が仲介役となって、森林所有者と林業経営者をつなぐシステムである森林経営管理制度の運用が始まったことを受け、市町村では制度を運用するための方針を定め、意向調査の実施等、制度の運用を計画的に進める必要があります。

また、この制度は、新たに創設された森林環境税及び森林環境譲与税を財源として運用する制度であることから、住民（国民）や森林所有者等に対して、制度の運用に係る市町村の考え方をしっかり整理していく責任があります。

以上のことを踏まえ、森林経営管理法には規定はありませんが市町村は、森林経営管理制度にどの程度コストが掛かり、どのくらいの期間をかけて、どれくらいの量の仕事をしていくのかを見極めた上で長期的な方針として「市町村森林経営管理制度実施方針」を作成し、公表することが重要です。

〈森林経営管理制度の基本的な考え方〉

- ◆ 伐採・植栽や間伐などの森林経営管理は、**本来、森林所有者**が行うもの
- ◆ 森林経営管理制度の運用を通じて、森林所有者が自らの経営管理、または森林組合などによる**森林経営計画に促す契機**となる
- ◆ こうした取組から漏れてしまう森林を最終的に市町村が受け入れる**セーフティーネット**としての役割

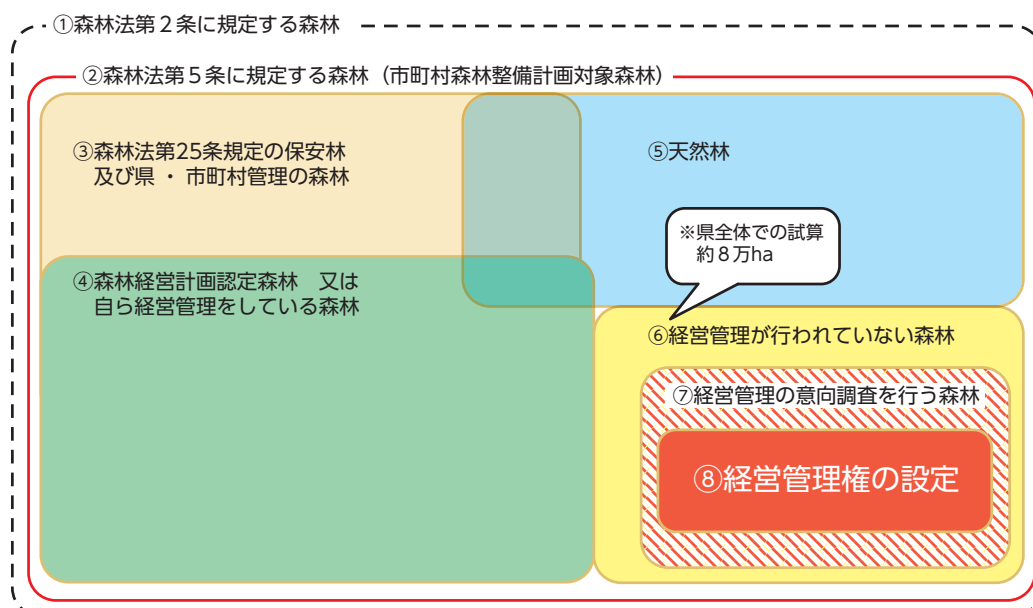
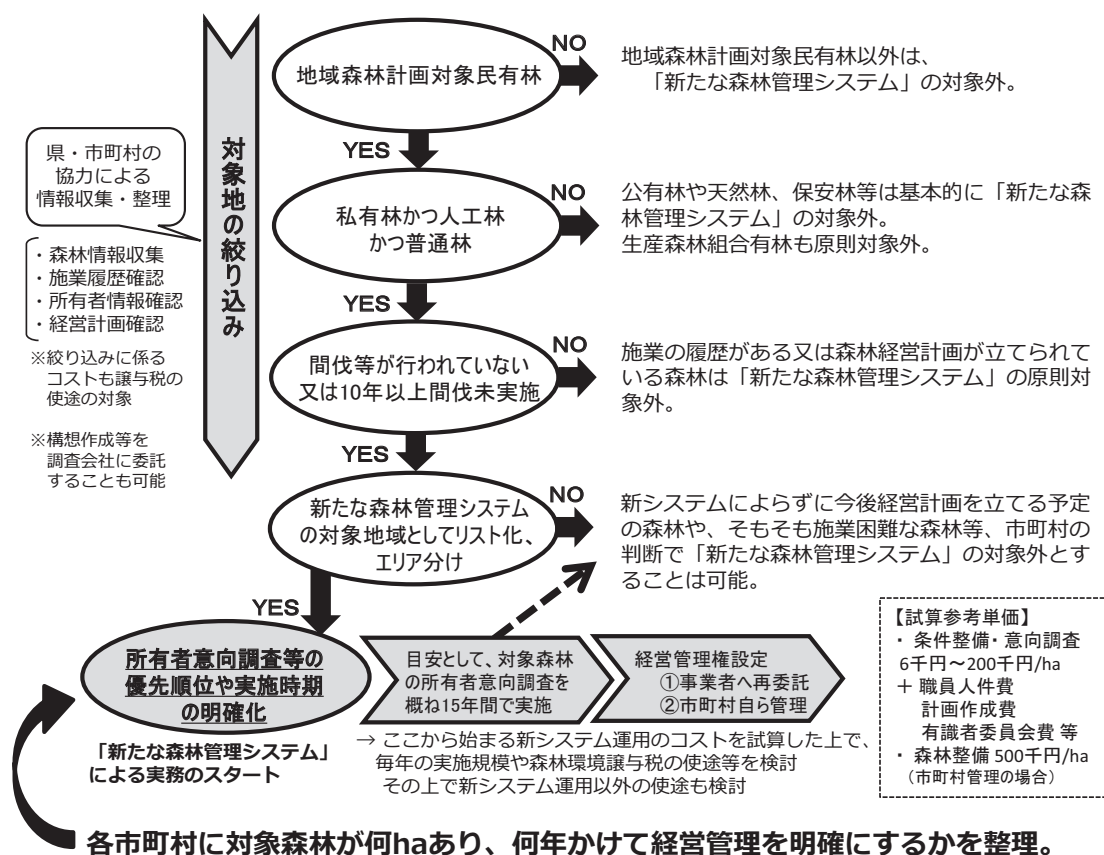


市町村森林経営管理制度実施方針作成の手順とポイント（例）

（1）対象地の絞り込み素案の作成

最初は、市町村森林整備計画のゾーニングや森林簿・林地台帳等を参考に対象地の絞り込みの素案（図面やデータ等のたたき台）を作成します。

※森林環境譲与税を活用して、コンサルタント等に調査事業を委託することも可能です。



(2) 抽出作業に必要な森林関連情報の内容と入手方法

森林関連情報	内容	使用目的	確認方法及び 入手方法
地域森林計画対象 民有林	森林法第5条に定める森林。森林 経営管理法の対象森林は地域森林 計画対象民有林である。(法第1 条)	適切に経営管理されて いない森林(=対象森 林)の抽出にあたっ て、地域森林計画対象 民有林であるかを確認 する。	<u>確認方法</u> 森林簿・森林計画図 <u>入手手法</u> 森林 GIS
人工林	苗木の植栽、種子のまき付け、挿 し木等の人為的な方法により造成 した森林。森林経営管理法の対象 森林は、主に人工林を対象とする	適切に経営管理されて いない森林(=対象森 林)の抽出にあたっ て、人工林であるかを 確認する。	<u>確認方法</u> 森林簿・森林計画図 <u>入手手法</u> 森林 GIS
公有林(県有林、 市町村有林)	県、市町村が管理する森林。公有 林は、「森林の経営管理権を市町 村に集積することが必要かつ適当 である。」とは言えない。	抽出した「適切に経営 管理されていない森林 (=対象森林)」が、公 有林でないかを確認す る。	<u>確認方法</u> 森林簿・森林計画図 <u>入手手法</u> 森林 GIS
財産区有林	旧市町村の所有林を新市町村に提 供せず、旧市町村の範囲内だけの 所有にしたもの。市町村有林であ るが、実際の管理者が地域住民で ある場合は状況により対象となる 可能性がある。	「適切に経営管理され ていない森林」の対象 とするかどうかは、市 町村の判断に基づく	<u>確認方法</u> 財産区等の聞取り 森林簿・森林計画図 <u>入手手法</u> 財産区の管理図等 森林 GIS
生産森林組合所有 森林	生産森林組合は、組合員が自ら労 働を投下して森林生産活動を行う ものであるという生産森林組合制 度の趣旨及び常時従事業務、員外 者の雇用制限から、原則として対 象とはしない。	抽出した「適切に経営 管理されていない森林 (=対象森林)」が、生 産森林組合所有森林で ないかを確認する。	<u>確認方法</u> 生産森林組合の聞取り 森林簿・森林計画図 <u>入手手法</u> 生産森林組合の管理図等 森林 GIS
保安林	森林法により定められた立木の伐 採や土地の形質の変更等が規制さ れた森林。 原則は、治山事業等により維持・ 管理されているが周辺の普通林と の一体的な管理や林業に適した森 林等の状況により対象となる可能 性がある。	「適切に経営管理され ていない森林」の対象 とするかどうかは、市 町村の判断に基づく。	<u>確認方法</u> 保安林管理図 森林簿・森林計画図 <u>入手手法</u> 森林 GIS 保安林管理図

森林関連情報	内容	使用目的	確認方法及び 入手方法
森林経営計画作成 森林	森林所有者又は森林の経営の委託を受けた者が、自らが森林の経営を行う森林を対象として、森林の施業及び保護について作成する5年を1期とする計画の対象森林	森林経営計画等は、森林所有者等が、経営管理の意思のもと作成等していることから対象とはしない。	確認方法 森林経営計画書 入手手法 県及び市町村の計画書 森林 GIS
森林所有者情報等	森林所有者情報は、市町村が林地台帳等により統一的な基準のもと森林の土地の所有者等の情報を整備。 ※林地台帳には土地所有者情報が記載されており、地役権等が設定されている場合は森林所有者と一致しないことがあります	意向調査の送付先に活用する。林地台帳の「現に所有している者・所有者と見なされる者」（又は登記簿上の所有者）が起点となる。 林地台帳の情報が無い場合や登記簿情報の内容が古い場合には、その他の方法で確認する必要性が出てくる。	確認方法 林地台帳 入手手法 市町村の林地台帳
施業（間伐）履歴	過去10年程度の施業履歴を確認。	「適切に経営管理されていない森林」の対象とするかどうかは、市町村の判断に基づく。	確認方法 森林簿 森林組合等施業者を確認 入手手法 森林 GIS 地域振興局の施業地台帳
航空レーザ測量成果による、優先実施箇所	県内の民有林全域で実施した航空レーザ測量の成果に基づき解析した、森林の疎密度等のデータ。	「適切に経営管理されていない森林」の対象とするかどうかは、市町村の判断に基づく。	確認方法 地域振興局で確認 入手手法 地域振興局からの情報提供

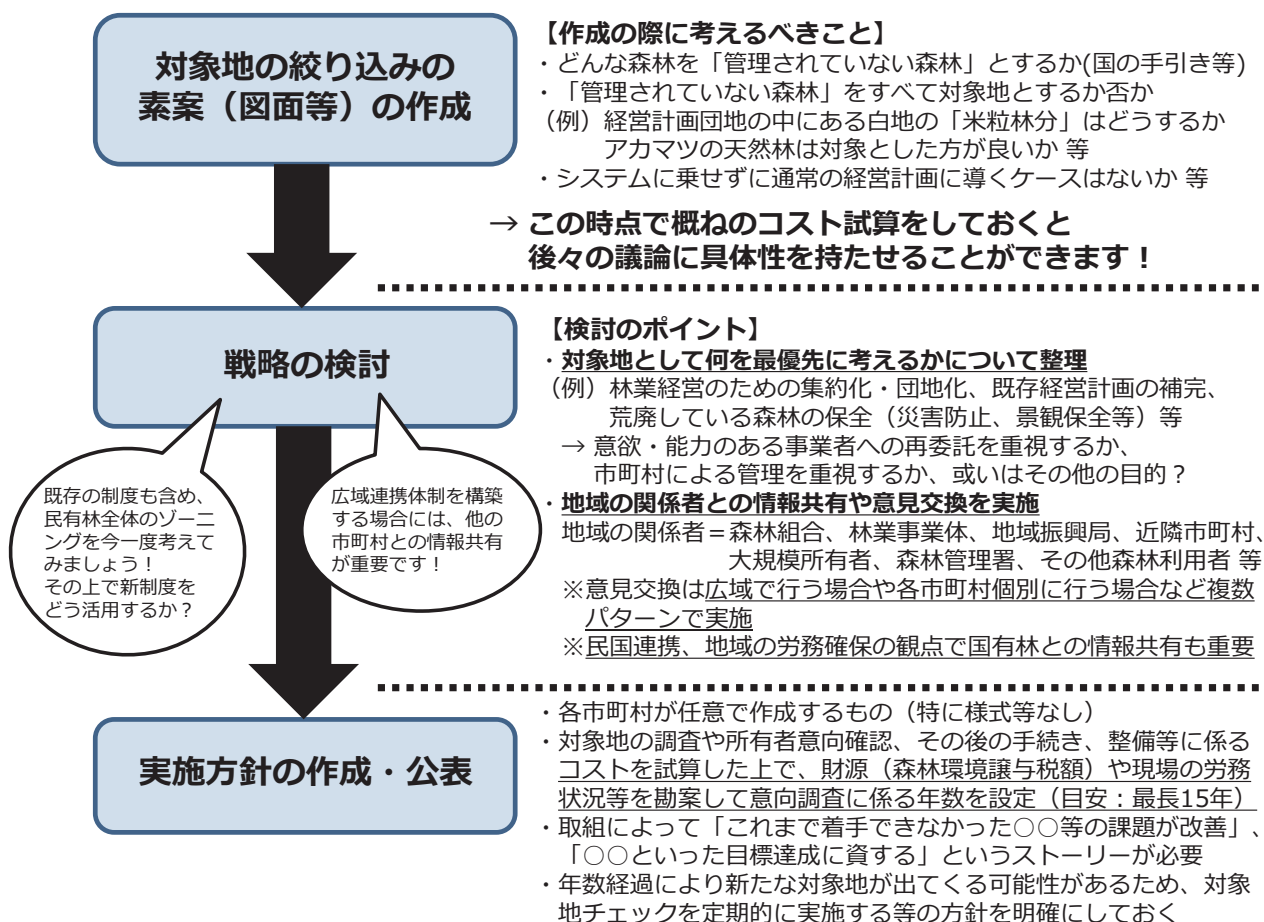
(3) 対象地の絞り込み

ゾーニング素案を基に、林業経営のための集約化・団地化を狙うのか、又は水源保全や災害防止等の公益性を優先して実施していくのか等、戦略について検討し、地域の林業関係者等の意見も踏まえつつ、対象地や優先順位、意向調査の予定等を「市町村森林経営管理制度実施方針」（以下「実施方針」という。）（名称は任意）として明確化します。

(4) 実施方針の作成・公表

実施方針は、市町村が「森林経営管理制度」に取り組むロードマップとして、また、森林環境譲与税に係る納税者への説明責任のためにも、その内容を公表することが必要です。（市町村森林整備計画にも反映）

☆対象地の絞り込みと実施方針作成のポイント（例）



〇〇市（町・村）森林経営管理制度実施方針（参考様式）

1 趣旨

〇〇市（町・村）森林経営管理制度実施方針（以下「実施方針」という。）は、〇〇市（町・村）に存する森林について、森林管理が円滑に行われるよう〇〇市（町・村）が森林経営管理法に基づく措置その他必要な措置を講ずるための方針を示すものである。

2 森林所有者意向調査について

(1) 対象森林の考え方

※〇〇市（町・村）における森林経営管理の現状と課題、そのために必要な対応、目指すべき姿等を記載した上で、対象森林の絞り込みの考え方、手法等を記載

(2) 対象森林面積等

※（1）において整理した考え方、手法等に基づき導き出した対象森林のデータを提示（樹種別、年齢別、人天別等の面積データ、図面等の情報）
（詳細資料は別添で）

(3) 意向調査のスケジュール

※意向調査着手の優先順位（対象地リスト化）、調査期間等について記載

3 意向確認後の森林経営管理の方針

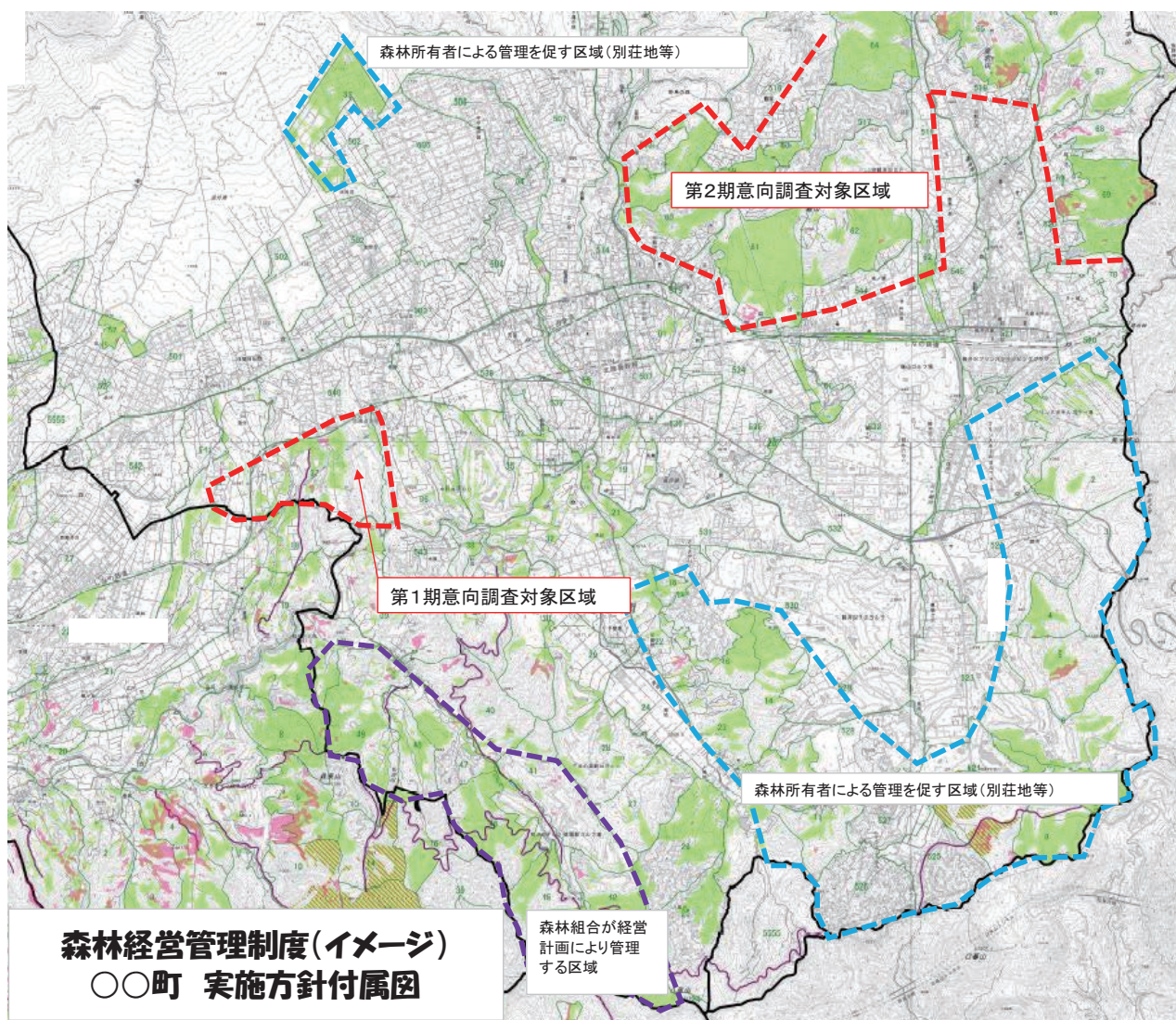
※市町村の考え方を記載

4 森林経営管理制度の実施コストについて

※記載可能な範囲で森林環境譲与税の充当の方向性等について記載するとともに、譲与税の森林経営管理制度以外の用途についても触れられればベター

5 その他特記事項

※対象森林の定期的な見直し（追加）の方針、森林情報の精度向上に努めること、実施方針作成にあたっての関係者意見聴取の経過等について記載



別紙 1

森林経営管理制度に基づく意向調査対象森林

地区	林班
○○地区	123 林班、124 林班、125 林班
△△地区	321 林班、323 林班、324 林班
□□地区	421 林班、422 林班、423 林班

別紙 2

年度別意向調査実施予定年度

年度	林班
令和 2 年度	123 林班、124 林班
令和 3 年度	321 林班、323 林班
令和 15 年度	423 林班

〇〇町森林経営管理制度実施方針（実施計画）〈作成例〉

1 趣旨

〇〇町森林経営管理制度実施方針（以下「実施方針」という。）は、〇〇町に存する森林について、森林管理が円滑に行われるよう〇〇町が森林経営管理法に基づく措置その他必要な措置を講ずるための方針を示すものである。

2 森林整備・林業振興の基本的な考え方

(1) 現況と課題

- 〇 〇〇町の森林は（ ha）で、うち民有林は（ ha）となっている。
- 〇 民有林人工林（ ha）で、所有者自らが管理する森林（公有林・団体有林・経営計画対象森林を除く森林）が（ ha）あり、そのうち令和元年度時点で（ ha）が間伐等の整備が必要な状態にある。
- 〇 〇〇町内では、□□森林組合及び△△森林組合により 団地（区域面積 ha、うち人工林 ha）の森林経営計画が策定されている。各森林組合では、今後林業経営の成り立つ区域について森林経営計画策定森林を増やす計画である。
- 〇 〇〇町内の林業経営は主に上記森林経営計画策定森林において実施されており、近年は〇△団地などで積極的な搬出間伐が実施されている。
- 〇 〇〇町は旧村単位で□△、△□、〇△、△〇の4地区に分かれ、さらに 余の小集落に分散している。またその地区は国県道の主要幹線で連絡されている。
- 〇 平成〇△年の台風災害ではこの主要幹線や幹線に沿って設置される送電線、電話線などが被災し、住民の生活を脅かした。また、町ハザードマップによればこれら集落、主要幹線、河川沿いに土砂災害危険地区が存在している。
- 〇 〇〇町では、これらを取り囲む森林の管理が住民の生活・生計の維持を図る上で重要な課題となっている。

(2) 基本的な考え方

- 〇 〇〇町では、森林所有者（森林組合への長期施業委託含む。以下同じ）による施業を森林経営計画の策定を通じて促しつつ、森林が有する防災減災の機能が求められる区域について、森林所有者による施業が困難な森林を中心に、森林経営管理制度の適切な運用を通じて整備を進めていく。
- 〇 また、意向調査と並行して、森林の適切な経営管理に欠かせない所有境界の明確化について、地籍調査が未実施の□〇地区について作業を進める。

- 以上を踏まえ、別添図面のとおり生産林・環境林及びその他森林に区分し、生産林については森林組合による集約的な森林生業を促すとともに、環境林については森林経営管理制度を通じて〇〇町が主体的に整備を進める。なお、その他森林については、環境林の意向調査が完了し整備の体制が整い次第、経営管理について森林所有者の意見を聞きつつ検討する。

3 森林所有者意向調査について

(1) 対象森林の考え方

ア 経営森林として除外する森林

- ・ 森林経営計画樹立森林

A 団地 (林班)

B 団地 (林班)

C 団地 (林班)

D 団地 (林班)

E 団地 (林班)

F 団地 (林班)

G 団地 (林班)

- ・ 森林経営計画樹立候補森林

※森林組合と調整中

- ・ 公有林（町有林）

- ・ 団体有林

国立研究法人 森林研究・整備機構 森林整備センター

一般社団法人 長野県林業公社

△〇山生産森林組合

- ・ 保安林のうち治山事業で整備計画がある保安林

イ 対象森林の絞り込み

- ・ 〇〇町ハザードマップにより土砂災害危険区域に指定される区域を含む林班を抽出する。
- ・ 上記で抽出されない森林で居住区域、国県道、河川沿いに連続する林班を抽出する。
- ・ 抽出した森林について意向調査を実施する区域とする。
- ・ 抽出結果によらず、防災減災機能の向上が必要と判断した場合には、その区域を随時追加する。

ウ その他対象森林への追加

- ・ 森林経営計画対象林班において長期施業委託不同意（又は所有者不明等で計画樹立者が所有者を明らかにできなかった森林）のうち、イに該当するものについて、そ

の区域を随時追加する。

(2) 対象森林面積等

- ・対象森林の面積及び森林資源
(ha) ……詳細は別紙1 森林資源構成表のとおり
- ・対象森林の位置・・・別紙図面のとおり
- ・対象森林に関わる筆数(概数) () 筆

(3) 意向調査の方法、スケジュール等

- ・意向調査は令和2年度から開始する。
- ・意向調査は優先度の高い地区から進めることとし、その計画は別紙2のとおりとする。
- ・調査方法は郵送を基本とするが、在村者にあつては地区の状況によって個別対応(個別訪問、地区説明等)も検討する。
- ・意向調査の回収は郵送を基本とするが、在村者にあつては直接回収も検討する。

4 意向確認後の森林経営管理の方針

- ・対象森林は、〇〇町による主体的な整備を進めることを基本とする。
- ・対象森林を明確化した上で、森林経営管理権を設定するものとする。
- ・現地調査の結果、林業経営に適すると判断される場合には、関係する森林組合等に照会し、当該林業経営体に経営管理を再委託するものとする。また、再委託後の経営計画樹立の促進を図るため、必要に応じて森林法施行規則第33条1ロに基づく区域設定を検討する。
- ・森林経営管理権の設定が完了した森林から機能向上のための整備を進めることとするが、防災減災の機能向上を緊急に必要とする森林の整備及び機能を損なう恐れのある劣悪木の伐採などは、森林所有者の同意を得た上で森林管理経営権の設定に先んじて伐採などの対応をすることとする。
- ・機能向上の観点から更新が必要な森林については択伐による更新を基本とし、成林するまでの造林・保育を行うこととする。

5 森林経営管理制度の実施コストについて

- ・町が森林経営管理制度を実施する経費(意向調査、森林経営管理権の設定、森林の管理・整備、町民への制度周知などに要する経費)は、森林環境譲与税をその財源とし、財源の許す範囲での実施をする。
- ・森林環境譲与税は〇〇町森林環境整備基金に繰り入れ、実施にあたっては基金を繰り戻し原資とする。
- ・〇〇町森林環境整備基金は、森林経営管理制度の実施のほか、町内の森林整備の促進について譲与税の趣旨に沿って使用される。

6 その他特記事項

- ・対象森林については随時見直しを行うとともに、見直しにあっては林業普及指導員や地域林業関係者の意見を聞きながら進めることとし、結果は町民が閲覧できるものとする。
- ・意向調査や現地調査の結果は森林簿等に反映することとし、森林簿及び林地台帳の精度向上に努める。
- ・一連の業務は現在の職員体制で開始するが、今後の村の執行体制を考慮し、必要に応じて職員の雇用、業務の外部委託等を検討する。また、〇〇地域の市町村と連携し情報の共有その他連携して進める事項の検討を進める。

別紙 1 意向調査対象森林の森林資源構成表

樹種 年齢		針 葉 樹						広 葉 樹					計	備考	
		スギ	ヒノキ	サワラ	アカマツ	カラマツ	その他針	小計	クスギ	ブナ	ナラ	その他広			小計
1	面積							0.00			0.26		0.26	●民有林検索条件 森林計画区 = 振興局 = 市町村 =	
	材積							0				0			
	成長							0.0				0.0			
2	面積		0.39					0.39				0.64	0.64		
	材積							0				9	9		
	成長							0.0				1.2	1.2		
3	面積		8.89					8.89				1.50	1.50		
	材積		383					383				32	32		
	成長		82.4					82.4				2.7	2.7		
4	面積	0.45	9.56	0.07				10.08				2.00	2.00		
	材積	45	756	5				806				47	47		
	成長	3.6	68.7	0.5				72.8				3.2	3.2		
5	面積	0.40	30.28		0.50			31.18				1.70	1.70		
	材積	64	3,058		60			3,182				69	69		
	成長	3.1	186.6		3.1			192.8				3.4	3.4		
6	面積	0.23	22.05		1.23			23.51			0.19	31.01	31.20		
	材積	46	2,901		184			3,131		10	1,625	1,635	4,766		
	成長	1.6	121.8		6.8			130.2		0.4	62.2	62.6	192.8		
7	面積	0.77	61.16		4.11		2.48	68.52			3.92	70.91	74.83		
	材積	175	9,939		664		200	10,978		256	4,389	4,645	15,623		
	成長	4.6	339.3		15.9		8.8	368.6		8.4	141.2	149.6	518.2		
8	面積	0.97	91.05		0.40			92.42			2.54	38.00	40.54		
	材積	252	16,971		70			17,293		180	2,679	2,859	20,152		
	成長	5.9	442.5		1.4			449.8		5.1	77.2	82.3	532.1		
9	面積	4.07	101.17		0.76			106.00			1.26	19.46	20.72		
	材積	1,153	20,861		153			22,167		101	1,575	1,676	23,843		
	成長	19.5	459.1		2.2			480.8		2.8	42.5	45.3	526.1		
10	面積	7.65	72.14		19.76			99.55			2.13	22.14	24.27		
	材積	2,316	16,466		4,193			22,975		191	2,026	2,217	25,192		
	成長	32.2	296.6		50.7			379.5		4.5	48.8	53.3	432.8		
11	面積	47.43	60.24		62.05	1.91		171.63			6.67	46.59	53.26		
	材積	15,518	15,093		13,799	526		44,936		689	4,702	5,391	50,327		
	成長	216.3	241.8		151.4	7.3		616.8		13.8	93.7	107.5	724.3		
12	面積	58.14	66.86		103.93	3.99	0.02	232.94			12.88	104.92	117.80		
	材積	19,854	17,676		24,118	1,161	3	62,812		1,369	11,252	12,621	75,433		
	成長	256.2	230.2		266.6	15.0	0.1	768.1		26.8	214.8	241.6	1,009.7		
13	面積	42.99	36.66	0.08	45.50	4.93	0.21	130.37			20.43	147.66	168.09		
	材積	15,160	9,858	22	10,880	1,467	36	37,423			2,353	17,113	19,466		
	成長	193.0	128.1	0.3	117.5	18.9	0.7	458.5			37.0	264.3	301.3		
14	面積	28.53	25.42		51.33	5.02		110.30			22.51	197.97	220.48		
	材積	10,631	7,340		12,611	1,574		32,156			2,735	24,027	26,762		
	成長	105.2	86.4		101.0	17.0		309.6			33.0	288.3	321.3		
15 以上	面積	68.51	102.67	0.03	110.36	2.13	19.96	303.66			98.16	687.35	785.51		
	材積	27,509	32,161	10	29,966	705	4,797	95,148			12,599	88,815	101,414		
	成長	111.0	142.9		131.8	4.4	49.4	439.5			90.9	658.9	749.8		
利伐 以上	面積	259.29	618.37	0.11	399.72	17.98	20.19	1,315.66			170.69	1,371.85	1,542.54		
	材積	92,614	146,510	32	96,674	5,433	4,836	346,099			20,483	158,360	178,843		
	成長	945.5	2,372.9	0.3	847.2	62.6	50.2	4,278.7			222.7	1,902.4	2,125.1		
標伐 以上	面積	257.46	371.04	0.11	393.69	17.98	20.19	1,060.47			170.69	1,367.71	1,538.40		
	材積	92,178	100,124	32	95,720	5,433	4,836	298,323			20,483	158,272	178,755		
	成長	934.3	1,159.7	0.3	821.2	62.6	50.2	3,028.3			222.7	1,895.3	2,118.0		
計	面積	260.14	688.54	0.18	399.93	17.98	22.67	1,389.44	0.00	0.00	170.95	1,371.85	1,542.80		
	材積	92,723	153,463	37	96,698	5,433	5,036	353,390	0	0	20,483	158,360	178,843		
	成長	952.2	2,826.4	0.8	848.4	62.6	59.0	4,749.4	0.0	0.0	222.7	1,902.4	2,125.1		
														2,998.29	総面積

別紙 2 森林経営管理制度に基づく意向調査対象森林

地 区	林 班

※ () 書きは、令和元年度時点で地籍調査が未実施な区域。

別紙 2-2 年度別意向調査実施予定

年度	対象林班
2020	
2021	
2022	
2023	
2024	
2025	
2026	
2027	
2028	
2029	
2030	

※ 意向調査の実施順位の考え方

- ・ 2020 年度は、意向調査の初年度であるため、調査に関するノウハウの蓄積と、町民への理解を得るためのモデル地で意向調査を進める。
候補地) 国道〇〇号線沿い
自然の家周辺
ヘリポート周辺
- ・ 2021 年度以降、平年 4 林班程度の対象地で意向調査を進める。
各地区毎に 2 林班づつを隔年で実施する。
- ・ 境界明確化作業の効率性と費用対効果の観点から、地籍調査実施済の区域を優先して実施（予定）し、地籍調査未実施の区域は調査完了に応じて予定に追加する。
- ・ 地区の順序は必要に応じて変更することがある。

別紙 3 森林環境譲与税交付予定額

単位：百万円

年度	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033~
額															

別紙 3-2 当面 10 年間の経営管理制度に要する費用（見込み）

単位：千円

項目・年度	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
意向調査										
経営管理集積計画の作成										
森林整備										

※ 経営管理集積計画の作成は、対象森林の 1/2 が該当すると仮定し、森林調査及び事務経費を算定した。

※ 森林整備は、年間 20ha（2024 年以降）を実施することとして、測量及び整備費を算定した。



実施方針公表の例

令和〇年度 〇〇市町村森林経営制度及び森林環境譲与税活用事業実施状況

令和〇年 6 月

1 森林経営管理制度 市町村実施方針

別紙のとおり （ 〇〇市（町・村）森林経営管理制度実施方針 ）

2 森林環境譲与税導入の効果

- ・所有者不明森林の賦存状況が明らかとなるとともに、所有者〇人の特定につながった。
- ・間伐実施量が1.2倍になった。
- ・地域産材を〇〇m3活用して〇〇施設を建設し、木材利用促進を図った。

※ 森林環境譲与税導入の効果を総括的に記入

3 森林環境譲与税を活用した事業一覧

（1）森林経営管理制度関係事業

事業区分	事業名	事業総額（千円）				事業内容	実績	事業効果
		うち当該年度の森林環境譲与税（千円）	うち基金取崩額（千円）	うち他の財源（千円）				
② 意向調査	〇〇事業	2,000	1800		200	森林の現況把握、森林経営管理法に基づく意向調査の実施等を民間事業者へ委託。	意向調査実施面積：●ha	町の所有者不明森林の賦存状況が把握され、うち●haについて、所有者が特定された。意向調査実施面積のうち●haが自ら別途森林整備に着手するとし、●haが経営管理権の設定につながった。
小計		2,000	1,800	0	200			

（2）その他事業

事業区分	事業名	事業総額（千円）				事業内容	実績	事業効果
		うち当該年度の森林環境譲与税（千円）	うち基金取崩額（千円）	うち他の財源（千円）				
⑧ 担い手確保	△△事業	2000	2000		0	意欲ある林業経営体における新規就業を希望する者の就業体験に必要な経費に対して支援。	就業体験参加者数：●人	体験参加者のうち●人が新規就業につながった（新規就業者数目標に対する達成率●％）。
⑬ 木造公共建築物の整備等	◇◇◇整備事業	5000	5000		0	町内の保育施設の木造化・内装木質化を実施。	保育園の木造化：●施設	低層公共建築物の木造化率が●％に向上。また、当該施設の見学会を開催するとともに、森林整備や木材利用の重要性を記したパネルを設置するなどにより普及啓発を行った。結果、利用者・見学者●人に行ったアンケートで、●％の方が森林整備・木材利用に関する理解が深まったとの回答が得られたほか、賛同する企業等において木材利用が進むなど波及効果が現れた。
小計		7,000	7,000	0	0			

合計		9,000	8,800	0	200			
----	--	-------	-------	---	-----	--	--	--

事業区分表	
① 森林所有者の意向調査の準備作業（森林の現況把握、境界の確認・明確化等）	⑪ 新たな組織の設立
② 森林所有者の意向調査	⑫ その他（人材育成・担い手の確保）
③ 私有林整備	⑬ 木造公共建築物等の整備・内装木質化
④ 公有林整備（財産区有林含む）	⑭ 地域における木質バイオマス利用推進
⑤ 森林保護対策	⑮ 森林・林業の意義や木材利用促進に関する普及活動等
⑥ 林道・林業専用道の整備・維持修繕	⑯ その他（木材利用・普及啓発関係）
⑦ その他（間伐等の森林整備）	⑰ 基金積立（森林整備等）
⑧ 担い手の確保に向けた取り組み	⑱ 基金積立（人材育成等）
⑨ 林業就業者の育成（労働安全対策や林業機械の導入含む）	⑲ 基金積立（木材利用等）
⑩ 専門員の雇用	⑳ 基金積立（執行残額等）



Ⅲ 意向調査（アンケート）の実施方法

実施方針に基づき経営管理集積計画などを定める場合は、その対象森林の森林所有者に、経営管理の意向に関する調査を行います。

法による経営管理意向調査の規定の内容

〈法〉

第五条 市町村は、経営管理権集積計画を定める場合には、農林水産省令で定めるところにより、集積計画対象森林の森林所有者（次条第一項の規定による申出に係るものを除く。）に対し、当該集積計画対象森林についての経営管理の意向に関する調査（第四十八条第一項第一号において「経営管理意向調査」という。）を行うものとする。

〈法施行規則〉

第三条 法第五条の規定による経営管理意向調査は、次に掲げる事項について、書面により行うものとする。

- 一 当該集積計画対象森林についての経営管理の現状
- 二 当該集積計画対象森林についての経営管理の見通し
- 三 その他参考となるべき事項

意向調査は、下記に記載した事項について意向調査票により実施します。

記載事項	記載内容（例）
1 当該集積計画対象森林についての経営管理の現状	・対象森林における現在の管理や手入れの状況 ・対象森林においてこれまで行ってきた施業の内容
2 当該集積計画対象森林についての経営管理の見通し	・対象森林における今後の経営管理の見通し ➤ 経営管理を自ら行う ➤ 自ら委託先を探して行う ➤ 市町村に管理を委託する ➤ 市町村を通じて森林組合等に管理を委託する
3 その他参考となるべき事項	・意向調査の対象者が、対象森林の所有者であることの確認 ・境界の状況等必要に応じて設定

(1) 意向調査の流れ

実施方針に基づき、経営管理意向調査をスタートします。

- ① 意向調査を進めるにあたり、森林所有者に対して、森林経営管理制度の趣旨や概要を伝えるための説明会を開催することにより、意向調査の回収率が向上します。
- ② 説明会を終えた後、“意向調査票”を森林所有者に郵送します。
- ③ 森林所有者からの回答期間は、1ヶ月程度を確保します。
- ④ あて所不明で未到達となった場合は、所有者不明森林の探索を行います。（対応は後回しでも可能ですが林地台帳の修正を忘れずに！）
- ⑤ 森林所有者から回答が戻ってきたら、その内容を確認し、対応を検討していきます。

意向調査実施業務内容一覧

項目	作業	チェック
意向調査の準備 (以降の事務は 毎年度実施)	・当該年度の意向調査実施区域の決定	
	・意向調査対象森林の現況調査（必要に応じて。航空写真利用でも可） （未整備人工林か否か、林況は森林簿と合致しているか）	
	・森林簿と異なっている場合、森林簿情報の修正報告をする	
	・意向調査対象森林の決定	
	・意向調査対象森林の森林所有者の特定（林地台帳、登記情報、課税情報等）	
	・組合員名簿の活用（森林組合に意向調査を委託する場合）	
	・意向調査先の森林所有者のリスト化（住所・氏名・電話番号等）	
	・意向調査を外部委託する場合は、個人情報取扱規程の整備	
	・意向調査表の内容の検討及び決定	
	・森林（土地）の寄附の申出に対する対応の決定	
説明会の実施 (開催する場合)	・区長等への事前説明・会場確保	
	・参集範囲の検討・決定（意向調査対象者のみにするかどうか）	
	・想定問答集の作成	
	・説明資料の作成	
	・開催案内	
	・説明会運営	
	・意向調査アンケートの配布（出席者のみ。返信用封筒も）	
	・意向調査対象森林の森林所有者以外の出席者への対応	
	・意向調査対象森林以外で申出があった場合の対応	

項目	作業	チェック
意向調査	・実施方法の検討（郵送か、訪問か）	
意向調査の実施 （郵送の場合）	※実施方法の検討 ・意向調査の実施方法の検討（直営か、外部委託か） ・意向調査の実施期間の検討（回答期限等） ・意向調査の同封資料の検討 調査実施の依頼文（市町村長名） 意向調査の趣旨（リーフレットの同封を検討） 意向調査（アンケート）用紙 対象森林の位置図、森林情報、航空写真、現況写真 返信用封筒（料金後納郵便） ・想定問答集の作成 ※調査の実施 ・意向調査の外部委託契約 ・意向調査の実施（郵送） 市町村名の発送封筒使用 上記資料を同封の上、発送 ※ポイント ・郵送は趣旨が伝わりにくいため、当初は問い合わせが多いと考えられる。 ・住所不明の場合は返送される（未回答と不明の判断基準（追跡調査者の発生）） ・必要により現地案内 ・未回答者への督促（郵送は説明会や個別訪問に比較し、回答率が低いと考えられる。電話による請求が必要となる確率が高い。）	
意向調査の実施 （訪問の場合）	※意向調査の外部委託契約までは郵送の場合と同じ ・地区（常会）長への事前周知 ・意向調査の実施（訪問） 予め訪問の日時をお知らせする。 訪問先により訪問者を選任（訪問者により構えられる。） 戸別訪問では、その場での記入、後ほど回収、郵送にて回答でもよいことを伝える。返送いただく場合は、返信用封筒を渡す。	

項目	作業	チェック
意向調査の実施 (訪問の場合)	※ポイント	
	・直接依頼・回収により回収率 100%とすることが可能になるが、一方で、時間がかかり、効率的ではない。	
	・訪問調査は市町村職員向き（委託は不向き）	
意向調査表の 回収・整理	・意向調査結果の整理、リスト化、集計	
	・森林経営管理制度移行森林のリスト化、図化	
	・申出による森林を含めるかどうかの検討	
	・未回収者、住所不明者の整理、リスト化	
	・所有者情報や意向調査結果を林地台帳へ反映 (県システムは意向調査結果等の登録機能を R1 追加済。県システム以外 はシステム改修必要)	
	・「市町村への寄附を希望」との回答の場合は、市町村が寄附を受けるかを 判断する。(当該アンケート項目のある場合)	
	※ポイント	
	・未回答者に対する督促、回収は市町村職員が必須	

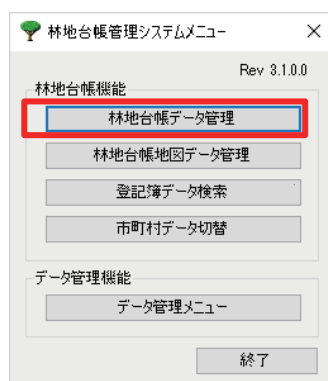


(2) 林地台帳管理システム（県システム）—所有者情報の出力方法について

長野県が作成し、市町村に提供した林地台帳システムを使用した森林所有者の拾い出し作業の方法を示します。

なお、市町村の独自システムを使用している場合は、開発業者に拾い出し方法を確認してください。

- ① 林地台帳システムを起動し林地台帳管理システムメニューを開き、「林地台帳データ管理」をクリックします。



- ② 管理検索画面が立ち上がります。市町村、林班、小班等、検索条件をプルダウンで選択し「検索開始」をクリックします。

③ 検索結果が表示されます。

林地台帳データ管理

所在情報 登記簿上の所有者 現に所有している者・所有者 林小班情報 経営計画情報

地域振興局 佐久 開始 1 終了 2 林班 1 小班 1 施業番号 扶番

市町村 施業種 相関条件 ☒ なし ☐ 施業別に対して単一地番に限定される

※ 上記の林小班情報が含まれている所在情報を検索

図形突合条件 ☒ 条件なし ☐ 図形突合 ☐ 図形不突合

条件クリア 検索開始

林地台帳データ一覧

市町村	大字	丁目	小字	地番	地目	面積	地籍調査	地籍調査年月日	境界確定	境界確定年月日
					山林	0.2812	済			
					雑種地	0.0042	済			
					山林	0.0008	済			
					山林	0.3062	済			
					雑種地	0.0777	済			
					雑種地	0.0469	済			
					山林	0.0046	済			
					雑種地	0.0137	済			
					山林	0.0859	済			
					雑種地	0.0211	済			
					原野	2.1635	済			
					原野	12.7637	済			

移動 ☒ 所在情報 ☐ 登記簿上の所有者 ☐ 現に所有している者・所有者

面積合計 131.9085 ha 表示件数 376 件

林地台帳公表 林地台帳表示 林地台帳一覧出力 林地台帳出力 林地台帳図表示

林地台帳データ編集切替 林地台帳編集開始 林地台帳編集終了

林地台帳データ編集機能 林地台帳登録 林地台帳修正 林地台帳変更 林地台帳削除 林地台帳検査 閉じる

④ 「林地台帳一覧出力」を押します。下記の画面が立ち上がりますので、下記の手順で出力を行ってください。

フォルダ検索を押下し、ファイルを出力したいフォルダを選択してください。

印刷対象を「選択行のみ」にします。(※すべて印刷する場合はすべてに変更してください)

出力項目指定は「情報提供」とします。

別表出力は必要なものを適宜チェックしてください。

「出力開始」を押します。

林地台帳一覧出力指示

出力先
フォルダ フォルダ検索

印刷対象
☒ 選択行のみ ☐ すべて

出力項目指定
☐ 公表
☒ 情報提供

別表出力指定
☐ 別表1<登記簿上の共有者の一覧>
☐ 別表2<現に所有している者・所有者の共有者の一覧>
☐ 別表3<林小班情報一覧>

出力開始 キャンセル

(3) 森林所有者意向調査の外部委託積算例

市町村が森林経営管理法に基づき実施する意向調査に係る事務を外部委託する場合の積算例を示すものです。

(1) 基本的な考え方

- 市町村が行う事務の負担軽減を目指し、外部委託が可能なレベルを最大限考慮し積算。
- できるだけ作業を細分化して積算し、各市町村が実情に合わせて加除し運用ができるように組み立てる。
- 調査の性質上、調査者や回答送付先は市町村が望ましいため封筒等の全ての名称が市町村となるような仕様とする。
- 一般的な事務のアウトソーシングとし、所有者不明森林の探索や林業技術的な判断が必要な作業については積算しないこととする。(必要な場合は別途見積りにより積算)

(2) 仕様書の作成

〈委託業務の作業の流れ〉

①事前準備

市町村の作業

- 調査対象者、森林の所在場所の林地台帳による抽出
- 対象となる森林簿の抽出
- 調査協力依頼状、調査票、説明資料（チラシ）の内容案作成
- 送信、返信用封筒の用意

②受託者への資料等受渡し

受託者の作業

- 調査企画、検討
- 調査依頼状、調査票、説明資料の作成
- 調査票等の印刷
- 封筒準備、封緘作業

③市町村への郵送前封筒の納入

市町村の作業

- 郵送
- 返信封筒の回収整理



④受託者への返信封筒受渡し

受託者の作業

- 調査票の点検
- データ入力
- 調査集計表の作成
- 報告書の作成

⑤市町村への成果の納入

市町村の作業

- 林地台帳への結果の入力

機密保持については、市町村により条例などの扱いが異なる場合が想定されるので、一般的に必要なことのみを記載する。

(3) 積算及び見積り

意向調査対象人数によって変動する内容については、実施の段階で変更しやすい単位とした。

県内で類似の調査を行っている（一社）長野県世論調査協会からの見積を参考に作成した仕様書に沿って積算を行った。

（一社）長野県世論調査協会
〒380-0836 長野市南県町 680-5
電話：026-233-3616

(4) 積算例の運用方法

- 発注する業務の内容について仕様書の項目を適宜追加・削除してください。
- 発注する対象森林の所有者数に置き換えてください。
- 積算単価等は一般的なものとしています。
- 事前に発注予定者に相談、仮見積などにより補正してください。
- データ整理、入力は結果によって数値が変動します。なお、変更設計、変更契約の取扱いについて事前に決定しましょう。

〇〇村森林経営管理意向調査業務委託仕様書

1 委託業務名

令和 年度〇〇村森林経営管理意向調査業務委託

委託者＝市町村

受託者＝受託業者

2 委託業務場所

〇〇村内

3 委託業務の目的

森林経営管理法に基づく経営管理集積計画を作成するため、森林所有者の経営方針を確認し、その基礎資料とする。

4 履行期間

契約締結日の翌日～令和 年 月 日まで

5 業務内容

森林所有者の森林の経営方針を確認する調査の実施及び整理

(1) 調査対象者

調査対象者及び森林の所在場所の抽出は委託者が林地台帳を用いて行う。

(2) 調査票

調査票の内容は林野庁が示す模範例に沿うこととし、当該地の樹種・林齢は受託者が森林簿などにより調査し記載する。

調査票の作成は受託者が行い、事前に文面について委託者と協議をする。

(3) 調査協力依頼状及び説明資料

調査票とは別に作成し、事前に内容について委託者と協議をする。

(4) 調査票の送付・回収

調査票依頼状、説明資料、調査票の印刷は全て受託者が行う。

送信用封筒及び返信用封筒は委託者が準備する。

宛名ラベルは受託者が作成し、封筒への貼り付け及び封緘作業をする。

完成した封筒は委託者へ納入し、委託者が発送する。

返信先は〇〇村とし、返信された封筒は受託者へ送付する。

(5) 集計・分析

回答内容を確認し、エクセルを用いて集計すること。

自由記載された内容がある場合は、各項目に関連付けて、要約することなく入力すること。

(6) 調査結果の報告

調査結果は印刷及びデータを収録した CD-R1 枚で納入すること。

調査結果と併せて調査票を返却すること。

作業の途中でであっても、委託者が求めた場合にはその時点の結果を報告すること。

7 業務内容の保持

調査に関する全てにおいて、委託者の承諾なしに他人に公表、貸与してはならない。

8 個人情報の保護

受託者は、本業務を開始するまでに個人情報保護法に基づく個人情報を適正に管理することを文書で定めた管理規定を作成し提出すること。また、本業務を通じて知り得た情報の漏洩、資料及びデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講じること。

9 資料等の貸与及び返還

業務の遂行において必要となる資料は貸与する。また、貸与された資料は、必要が無くなった場合は直ちに返還するものとする。

10 入札書に記載する金額

入札書には総額を記載する。ただし記載する金額は税抜きとする。

11 その他

本仕様書に定めるものの他、必要事項が生じた場合はその都度協議し決定する。

〇〇村森林経営管理意向調査業務 委託料積算書

項 目	内 容	単 価	数量	単位	金 額	備 考
1 調査企画・設計						
調査企画・設計	調査企画検討、調査設計検討	20,000	1	式	20,000	
調査票等作成	調査依頼	42,000	1	式	42,000	
調査票等作成	調査票	14,000	1	式	14,000	
調査票等作成	チラシ	14,000	1	式	14,000	
集計表作成	エクセル表	50,000	1	式	50,000	
業務打合せ	事前、途中、完成	20,000	3	回	60,000	
2 印刷、投函準備						
調査票等の印刷						
調査依頼	A4 両面・白黒	10	1,000	組	10,000	調査依頼裏面は個人ごとに作成
調査票	A4 両面・色つき紙使用・白黒	15	1,000	組	15,000	調査票は個人ごとに作成
チラシ	A4 両面・白黒	10	1,000	枚	10,000	
宛名ラベル	宛名ラベル購入、送信宛名印刷	8	1,000	組	8,000	
返信用封筒	返信宛名印刷	5	1,000	枚	5,000	返送先は〇〇村
宛名ラベル貼付け	送信用封筒宛名ラベル貼付け	12	1,000	枚	12,000	
調査票等封入 封緘	調査票等確認、封入、封緘	30	1,000	組	30,000	調査票と封筒宛名の照合含む
3 集計・分析						
データ整理	調査票点検、データ入力、内容確認	50	600	通	30,000	返送率 60%と仮定
報告書作成	入力内容の点検、結果の印刷、CDR 作成	100,000	1	式	100,000	
4 業務管理費	通信費、交通費、その他雑費、一般管理費	42,000	1	式	42,000	直接費の 10%
業務価格					462,000	
消費税相当額					46,200	業務価格の 10%相当額
合計					508,200	

所有山林に関する意向調査

こちらは〇〇町役場△課です。

〇〇町では、現在、町内の山林（カラムツ・スギ・ヒノキの人工林）を適切に管理していくため、平成30年に新たに制定された「森林経営管理法」に基づいて、町内に山林を有する所有者の皆様の今後の所有山林の経営や管理の意向などをお伺いし、これを踏まえて、町による経営管理権の設定などについて検討していくことにしています。

今回、□□地区の所有者の皆様を対象に、意向調査を実施することといたしました。

今後、森林経営管理法の内容や、所有されている森林の状況などについて、連絡先の確認のため、下記の住所・氏名及び連絡先のご記入をお願いします。

住 所			
氏 名			
日中連絡が取れる電話番号			

〇〇町□□地区では地籍調査が行われていないため、所有山林（カラムツ・スギ・ヒノキの人工林）について伺います。

問1 あなたの所有する山林（カラムツ・スギ・ヒノキの人工林）について立木の所有界はわかりますか？（土地の境界ではありません。）

あてはまる番号に○をつけてお答えください。

①全ての山林（カラムツ・スギ・ヒノキの人工林）について、立木の所有界はわかる。

（問2へ）

②一部については、わかると思う。（問2へ）

③まったくわからない。

③とお答えになった方は以上で質問は終わります。

（問1で①又は②とお答えになった方）

問2 あなたの所有する山林（カラムツ・スギ・ヒノキの人工林）について、立木の所有界を立会いしていただくことはできますか？

①現地での立会いはできる。（問3へ）

②山を歩くことはできないが、遠くからはわかると思う。（問3へ）

③立会いはできない。

（問1で①又は②とお答えになった方）…裏面へ続きます。

問3 現在の所有山林の管理や手入れの状況について

あなたが所有している山林（カラマツ・スギ・ヒノキの人工林）について、現在どのように管理（見回り）や整備（間伐などの施業）をされていますか？

- ①日常的な管理（見回り）や整備（間伐などの施業）も自分で行っている。
- ②日常的な管理（見回り）の一部や整備（間伐などの施業）を他の人または団体に委託している。
- ③特に管理も整備もしていない。
- ④その他（ ）

問4 あなたが所有している山林について過去10年以内に間伐などの整備をされましたか？

分かる範囲でお答えください。

- ①整備をした（内容（わかる範囲）： （例：△年○月に間伐））
- ②整備をしていない
- ③わからない
- ④その他（ ）

◎ 平成30年5月に制定された「森林経営管理法」では、所有者の方々が自ら管理することが難しい山林について、所有者の方と町が相談して今後の山林管理の方針を定めたうえで、所有者の方が町に経営や管理を委託できることとする。（「経営管理権」を設定する）ことができる法律です。（山林の所有権は引き続き所有者の方がお持ちします。）

経営管理権が設定された山林について、町は自ら管理するか、林業を行う事業体などに経営や管理を再委託する（「経営管理実施権」を設定する）ことになります。

お持ちの山林を定められたルールにのっとり、利益の一部が所有者の方に支払われます。（利益がない場合は支払われません。）

この制度の利用をご検討の方は、次の問5で④を選択してください。

問5 お持ちの山林の今後の経営や管理についてどのようにお考えですか？

- ①自分で経営や管理をしていきたい。
- ②自分で委託先を探し、経営や管理を委託したい。（想定している委託先： ）
- ③既に他社に委託しており、引き続き継続して委託したい。（今後の委託予定： ）
- ④町に経営や管理を委ねることについて検討してみたい。
- ⑤その他（ ）

調査は以上です。ご協力ありがとうございました。

* 本調査はあくまで森林所有者の皆様に対象山林に関する経営や管理の意向をお伺いするものであり、この調査において町に経営や管理を委ねることを希望されることをもって、町が経営や管理の委託を受けることをお約束するものではありません。

管理番号

登記簿上の所有者の住所氏名

住所		
氏名		様

◎始めにアンケートの記入者の住所、氏名、連絡先の記入をお願いいたします。

住 所	
氏 名	
連絡先（電話番号）	

※上記の個人情報については、森林経営管理制度以外には使用いたしません。

所有森林に関するアンケート調査【回答用紙】

本調査は皆さんが所有されている森林（スギ・カラマツ等の人工林）の管理状況等を調査し、本年度から施行された「森林経営管理法」による森林経営管理制度の運用のための事前調査です。ご協力をお願いいたします。

記入についてのお願い

問いは問1から問5までで、別紙の所有森林（人工林）一覧表の森林について、選択肢から該当するものを選んで○をつけて下さい。

問1 森林の所有について、あてはまるものを選んでください。

- ①自分が所有している。※代納者である場合を含む。
- ②一部所有している。
- ③自分が所有していない。

※問1で②又は③と回答された方で

所有者がわかればその所有者名を記入して下さい。

()

(裏面へ続く)

問2 森林について、場所（所在）を知っていますか。あてはまるものを選んでください。

- ①知っている。
- ②おおむね知っている。
- ③一部知っている。
- ④知らない。

問3 森林において、どのような管理をされていますか。あてはまるものを選んでください。

- ②過去に森林の手入れをしている。(わかる範囲で記入して下さい。)

手入れの内容 間伐・枝打ち・その他 ()

問4 今後、森林を所有・管理していく上で、困っていることは何ですか。(複数回答可)

- ①山林からの収入がない。
- ②山林の境界が分からない。
- ③自分は森林のことをわかっているが後継者が知らない。
- ④山林を引き継ぐ後継者がいない。
- ⑤その他 ※下記に具体的な内容を記載してください。

問5 お持ちの森林の今後の経営や管理についてどのようにお考えですか。

- ①自分で経営や管理をしたい。
 - ②自分で委託先を探し、経営や管理をしたい。
 - ③市を通して林業事業体等への経営や管理をお願いしたい。もしくは検討したい。
- （森林の所有権は移転しません。）

④その他
()

◎アンケート調査は以上です。ご協力ありがとうございました。

◎お願い

このアンケート用紙を封筒に入れて、令和〇年〇〇月〇〇日までに投函してください。
切手は不要です。

別紙（見本）

住所	〇〇市△△町□丁目2番3号
氏名	〇〇 〇〇

管理番号	R01-01-1234
------	-------------

所有森林（人工林）一覧表

（この表は「登記簿」及び「林地台帳」並びに「航空写真」等をもとに所有している森林から人工林を抽出し、作成しています。）

No.	住 所	登記地目	面積（㎡）
1	〇〇市 大字 〇〇〇〇番地	山林	123
2	〇〇市 大字 〇〇〇〇番地	山林	500
3	〇〇市 大字 〇〇〇〇番地	山林	10200
4	〇〇市 大字 〇〇〇〇番地	山林	253
5	〇〇市 大字 〇〇〇〇番地	山林	1025
6	〇〇市 大字 〇〇〇〇番地	山林	280

森林所有者への意向調査（アンケート用紙）

下記について、ご回答願います。（森林所有者（ご本人）からご回答いただけない場合は、相続者等の代理の方でも構いません。ご不明な点等ありましたら問い合わせ先までご連絡ください。

また、アンケートの実施期間中に、地元説明会を開催します。その際に個別相談も承りますので是非ご参加ください。（事前の申込は不要です。）

1. 所有する森林の経営・管理状況について、該当するものに☑をつけて下さい

- ☐ 森林の経営・管理を自らおこなっている。
- ☐ 森林の経営・管理を森林組合等の業者に委託している。
- ☐ 森林の経営・管理がほとんどできていない。

※ 『森林の経営・管理』とは丸太を販売した収入から立木の伐採や丸太の運搬経費等を差し引いて利益を得ること・定期的に森林を見守る等のこと。

2. 所有する森林の整備状況について、該当するものに☑をつけて下さい。

- ☐ 10 年間の間に一度は森林の整備をおこなっている。
- ☐ 10 年以上の間、森林の整備をおこなっていない。
- ☐ 森林の整備をおこなっているかどうかわからない。

※ 『森林の整備』とは、森林の守り育てるために、間伐等によって人為的に森の手入れをすること。

→ 裏面にも質問があります。ご回答ください。

3. ○○市では、市内の森林を守り、育てていくために、新たに制定されました「森林経営管理法」に基づいて、必要な手続きを行うことで、森林所有者の代わりに市が選定した林業経営体に森林の経営・管理を任せられるようになりました。

所有する森林の経営・管理を『今後』 どうするのか、該当するものに☑をつけて下さい。

- ☐ 森林の経営・管理を○○市に託したい。
- ☐ 森林の経営・管理をどうするか、まずは説明会に参加してみたい。
- ☐ 森林の経営・管理は自力で行う、又は業者に任せるので○○市には頼らない。

※ 森林の経営・管理を市に委託することによって、個人の所有権を侵害するようなことはありません。

森林所有者の意向や管理状況を取りまとめた結果を踏まえ、所有する森林を○○市に託すことが適当かどうかを判定します。

この結果につきましては、対象者全ての森林所有者の皆様へ、郵送等によりお知らせしますので、連絡先等を必ずご記入ください。

記入者住所	〒
記入者氏名	(森林所有者) (代理回答者)
連絡先 (電話番号)	

アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。

同封の返信用封筒に封入し、郵送にて送付をお願いします。

Ⅳ 所有者不明森林の探索

森林経営管理制度は、森林所有者に対し森林の経営管理を促すための制度であり、所有者不明森林の所有者の探索はその根幹を支える重要な業務です。

また、森林経営管理制度で経営管理権集積計画を樹立する際には、所有者不明森林に係る事項の公告という制度があるため、探索に相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定められた方法により探索を行うことが基本となります。

しかし、政令で定められた方法には多大な労力や他の市町村の協力が必要であり、それ以外の方法により探索を補完することにより、事務の効率化を図ることが可能となります。

所有者不明森林を探索する根拠

森林経営管理法第10条及び第24条で「相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により、確知することのできない不明森林共有者（不明森林所有者）の探索を行うものとする」と定められています。

○探索の目的

意向調査の実施に伴い、

- ・ 郵送したが「あて所に尋ねあたりません」として返送されてしまった
- ・ 訪問して意向調査を実施しようとしたが、居住実態が無いようだった
- ・ 意向調査に対し1か月以上経過しても回答がない



という場合、所有者を探索する必要があります。

北安曇郡白馬村で試験的にアンケート調査を実施したケースでは、事前に林地台帳と森林簿データ、住宅地図を整合させた上で実施し、約4%があて先不明、約17%が期間をすぎても無回答という結果になりました。

(1) 所有者不明森林とは

- ① 林地台帳の所有者に連絡が取れないなど所在が不明である場合
- ② 林地台帳で共有林になっており、共有者の一部の所在が不明である場合
- ③ 林地台帳の所有者もしくは共有者の一部が死亡しており、相続登記されておらず相続人が不明で意向調査ができないもの、または相続登記されている者に連絡が取れないなど所在が不明である場合

となります。

このうち①と②については、森林経営管理法では「不明森林所有者」と「不明森林共有者」として規定されています。

不明森林所有者 法第24条

森林所有者（数人の共有に属する森林にあってはその全部）を確知できないもの

不明森林共有者 法第10条

数人の共有に属する森林であってその森林所有者の一部を確知できないもの

しかしその探索方法としては、森林経営管理法施行令第1条（不明森林共有者の探索の方法）に定められている方法は基本的には同じです。そのため、当マニュアルでは不明森林所有者として説明されている部分は不明森林共有者と読み替えてください。

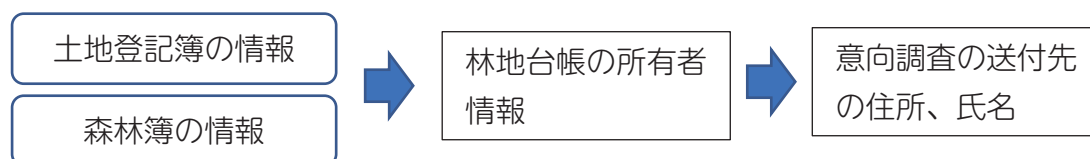
※「不明森林共有者」に特有の探索方法については、(4)-②に記載されています。

なお不明森林所有者が法人である場合の探索方法については、実際の件数が少なく、また政令で定められた方法も個人の場合と必要な書類が異なるだけで、ほぼ同様に扱われているため、ガイドブック等を参考にしてください。

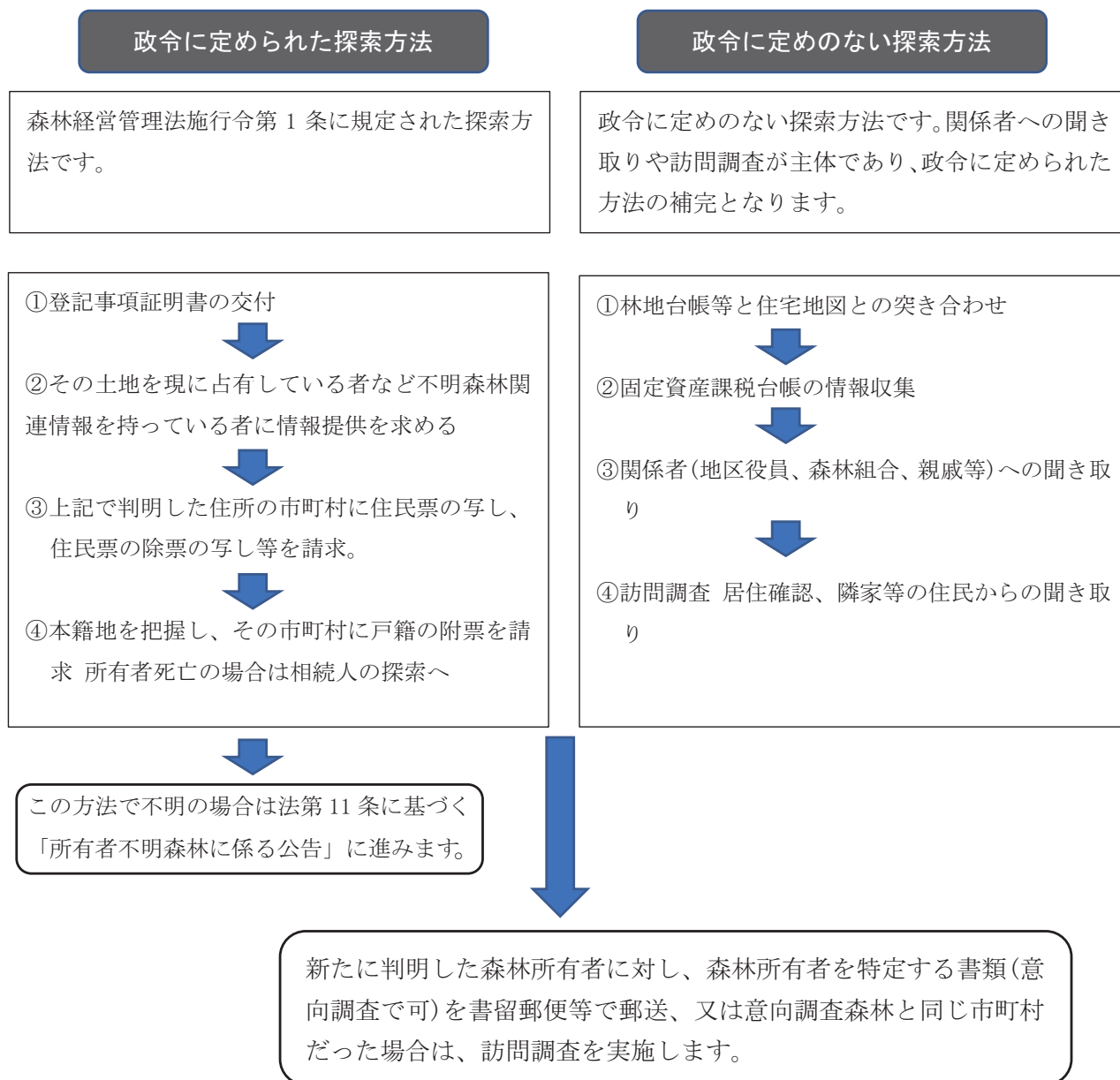
(2) 所有者情報はどこから得たか？

意向調査の送付先である森林所有者情報は基本的に林地台帳から得られていますが、そのバックデータは土地登記簿及び森林簿データが基になっている場合がほとんどです。

また対象地域の地籍調査（国土調査）が完了している場合は、その成果を反映した林地台帳である場合があります。



(3) 不明森林所有者（共有者）探索の基本

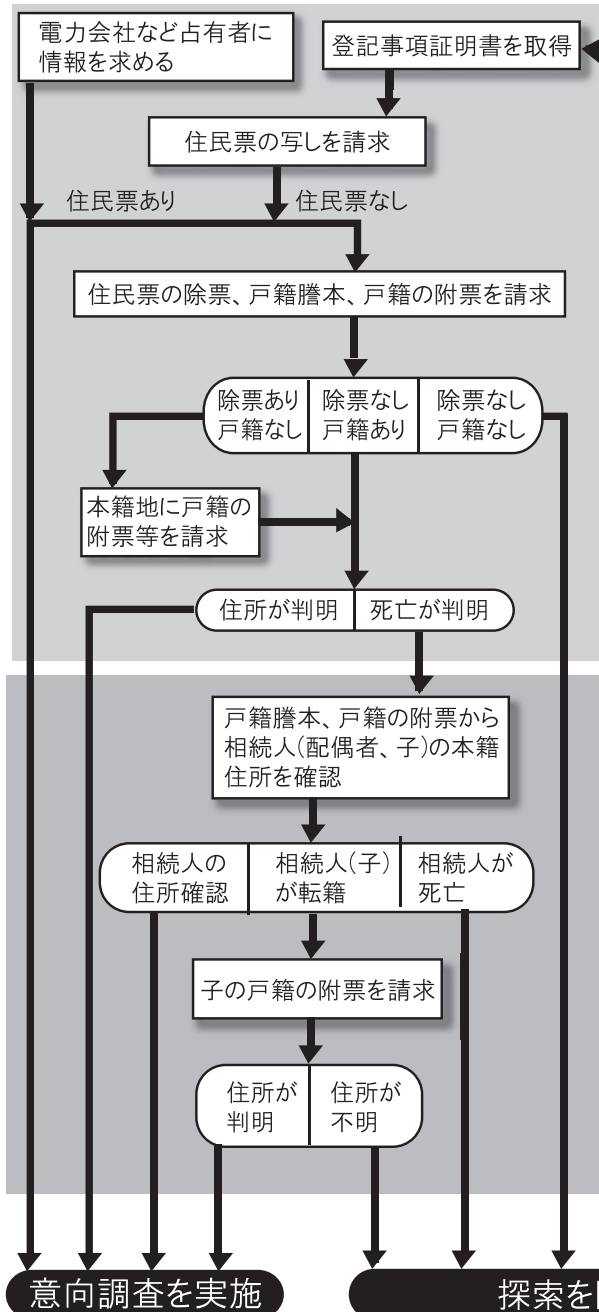


意向調査を実施

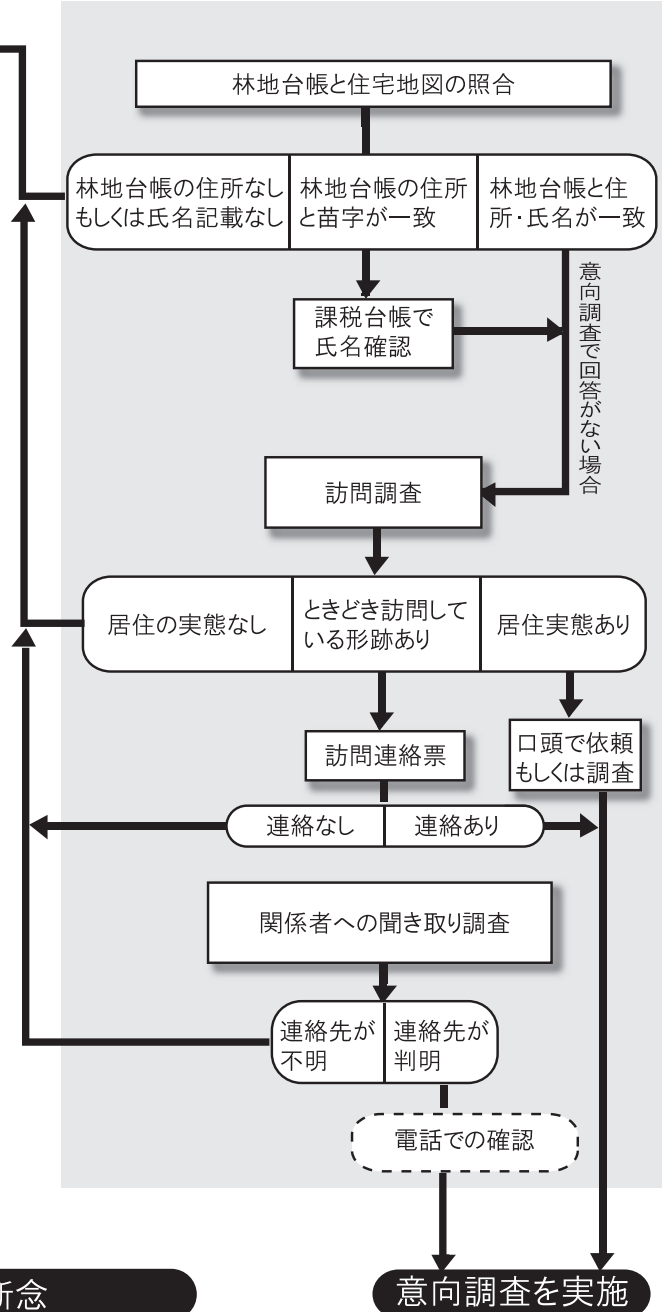
- ・「あて所に尋ねあたりません」と返送
- ・「森林所有者ではない」と記載されて返送
- ・1か月以上返答がない

不明森林所有者の探索開始

政令第1条に定められた探索方法



政令に定められていない探索方法



IV

所有者不明森林の探索

森林所有者が不明である旨の公告へ

(4) 政令に定められた探索方法

～住民票、住民票の除票、戸籍の附票、戸籍謄本等からの探索～

- ① 林地台帳が土地登記簿情報に基づいていない場合は、最初に所轄する法務局に登記事項証明書を請求し、登記記録上の所有者を把握します。

- ・登記事項証明書の権利部に記載される最後の登記の受付年月日が明治、大正など古い場合は名義人等が既に死亡している可能性が高いため、探索が必要になることが多いといえます。
- ・昭和 32 年 5 月以前は登記の際に住所についての証明書の添付が必要ではなかったため、住所が不正確である可能性があり、留意が必要です。

- ② 占有者等がいる場合は情報提供を求めます。林地の場合、占有者とは電柱や送電線を管理する電力会社等が想定されます。

これは森林の状況確認及び登記簿で地上権（電柱の場合）、地役権（送電線の場合）が設定されていることで判明します。

※不明森林共有者特有の方法

不明共有者を探索する場合は、ここで所在の判明している共有者に不明共有者の情報の聞き取り調査を行います。

- ③ ここまでの調査で判明した当該地の住所の市町村に住民票の写し等を請求し、林地台帳、登記事項証明書と突き合わせます。

転出や死亡などにより住民票の写し等が交付されない場合は、住民票の除票の写し等を請求し、そこで転出が判明した場合は転出先の市町村から住民票の写し等を入手します。転出先の市町村に住民票がない場合、再度住民票の除票の写しを請求し、転出先の市町村から住民票の写しを入手します。（以下現住所が判明するまで繰り返す）

なお、「宛先不明」で返送されてきた場合は、住民票の住所に居住していないと考えられ、最初から住民票の除票の写しを請求することになります。

住民票の写しや住民票の除票の写し、戸籍の附票の写し等の請求方法は別紙 1 のとおりです。

〈名義人が死亡していた場合〉

- ① 住民票の除票の写しで所有権登記名義人が死亡していた場合、住民票の除票の写しに記載されている本籍地を把握します。

本籍地の市町村に戸籍謄本等を請求し、法定相続人（配偶者および子）を確認します。

- ② また戸籍が存在しない場合は除籍謄本を請求し、その戸籍には誰もいないことを確認します。
- ③ 法定相続人が確認できたら、その戸籍の附票の写し、もしくは戸籍の附票の除票の写しを入手し、相続人（配偶者、子）の現住所を確定させます。

ここまでの探索で得られた情報により判明した住所に、森林所有者を特定する書類（意向調査票で可）を書留郵便等で郵送や訪問調査を実施し、返答があれば探索は終了します。

政令第1条の5及び規則第10条では、「森林所有者と思われる者に対し、森林所有者を特定する書類」を書留郵便等で送付することになっています。

この様式については特に定められておらず、ガイドブック等では

不明森林所有者を特定するための書類は、意向調査票等を活用し、森林の所在及び地番、受取人が当該森林の森林所有者であるか否かを記載する項目等を備えた書類で行うこと

とあることから、意向調査票で済むものと判断されます。

当該不明森林の所在する市町村内においては、訪問による確認も認められています。

その後の対応等もあるため、特に市町村内の場合は訪問による確認が望ましいといえます。実際の訪問調査方法については(5)-③を参照してください。

ここまで実施して、なお所有者が不明な場合は「相当な努力が払われたと認められるもの」として、次の段階である法第11条に定められた「所有者不明森林の公告」から「裁定」へと手続きを進めます。

(5) 政令で定める方法以外の探索方法

～住宅地図との照合、関係者への聞き取り、訪問調査による方法～

政令で定める方法は登記事項証明書や住民票、戸籍の附票等、他の市町村に交付を申請し、その結果に基づき再度交付を依頼する必要があるなど、時間、労力とも大きくなります。

地元関係者への聞き取りや訪問調査で森林所有者が特定できれば政令で定める方法の補完となり、事務の軽減につながります。

なお、この探索方法は政令で定められた方法ではありませんので、実施しなくても法第11条に定められた「所有者不明森林の公告」を行なうことができます。

① 住宅地図との照合

「宛先不明」を少なくするためには意向調査を実施する前に住宅地図との照合が有効です。

住宅地図には地番と表札等の居住者代表者氏名が記載されています。

ただし、住宅地図の更新頻度の関係から、すでに亡くなっている方の氏名が記載されている場合もあります。

林地台帳の住所、氏名と住宅地図の住所、氏名が一致した場合、宛先不明で返送される可能性は低いです。

住宅地図の地番と苗字は合致しているが、名前が異なっている場合は、

- ・住宅地図の標記が亡くなった先代であり、すでに林地台帳上で相続人である子や孫の記載になっている場合。
- ・住宅地図の標記が相続人であり、林地台帳が亡くなった先代の氏名のままになっている場合。

の2種類が考えられます。

この場合は、森林法第191条の2に基づき固定資産課税台帳を閲覧※し、納税義務者の情報を入手し、現所有者の氏名を確認します。

※令和2年2月現在、森林法運用通知において、登記簿と異なる固定資産課税台帳記載情報の利用については、届出義務が課せられた平成24年4月1日以降に森林の土地の所有者となったものに限定されていますが、令和元年度の地方分権改革において「森林所有者等に関する固定資産税情報の利用可能な範囲の拡大」が林野庁関係の重点事項として提案されています。

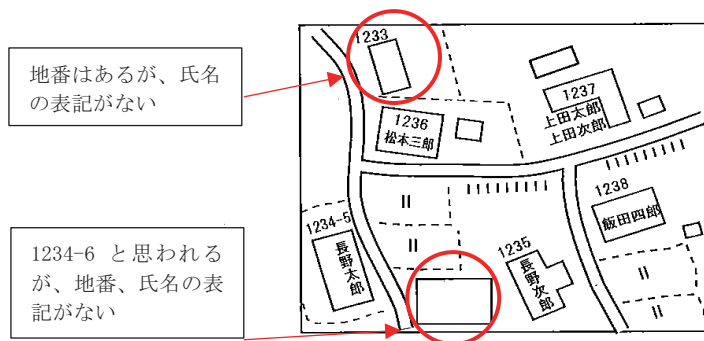
森林法

第百九十一条の二 都道府県知事及び市町村の長は、この法律の施行に必要な限度で、その保有する森林所有者等の氏名その他の森林所有者等に関する情報を、その保有に当って特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 都道府県知事及び市町村の長は、この法律の施行のため必要があるときは、関係する地方公共団体の長その他の者に対して、森林所有者等の把握に関し必要な情報の提供を求めることができる。

住宅地図に該当地番がない場合、もしくは地番はあるが、氏名の表記がない場合当該住所に居住している可能性は低いため、意向調査を送付しても「宛先不明」で返送されてくる可能性が高いです。

その場合は(4)又は(5)-②の方法に移ります。



② 地元関係者への聞き取り

地元関係者への聞き取り対象者として考えられる者は…

- ・森林組合、林業事業体など、森林整備の実施による、森林に関する精通者。
- ・地区の区長など、地区の森林の情報を所持している者。
- ・上記聞き取りを通じて判明した、親族等。

聞き取りに当たっての注意事項

- ・「森林経営管理法第4条に基づく経営管理権集積計画」を樹立するために必要な意向調査を実施するためであること。
- ・市町村が法律に基づいて実施するもので情報の管理は厳格に行われること。
- ・委託業者が実施する場合には、できれば市町村職員が同行すること。同行が困難であれば市町村から委託されている旨が記載された書面を提示すること。

聞き取り調査の実例

- ・令和元年に新しい法律ができて、手入れの進んでいない山を〇〇村が調査してより良い山にしていくことになりました。(パンフレット等を見せるとよいでしょう)
- ・そこでこのたび××地区の森林所有者の方〇〇人に、持っている山をどうしていきたいか、意向調査を実施しました。
- ・ところが、役場の林地台帳を元に送付したけれども、△△人と連絡が取れませんでした。
- ・この名簿の中で、現住所、転居先、あるいは施設に入所した人、お亡くなりになった人を御存じありませんか。知り得た情報は厳格に管理していくことを約束します。
- 【それでもわからなかった人について】
- ・だれか情報に詳しい人を知りませんか。(地区の古老や山林管理に長く携わった方など)
- ・これらの方の親戚を知りませんか。

③ 訪問調査

訪問調査を実施するケースとは

- ・該当市町村在住で、意向調査を実施して1か月を経過しても回答がない。
- ・住宅地図に意向調査の宛先と同じ名前が掲載されているのに、「宛先不明」で返送された。
- ・探索(4)の方法で判明した住所が当該森林と同じ市町村であった場合。

これらの場合は訪問して調査を実施することが効果的です。

- ・まず住宅地図等で位置を確認しておきます。
- ・事前に地区の区長さん、役員さんに訪問調査を実施することを周知します。
(意向調査実施前の地区説明会や回覧板、有線放送などで「回答が得られない場合は訪問する」ことを周知することが有効です)

表札等があれば、その名前を確認します。

次に…

- ①居住の実態がある。
- ②居住の形跡は少ないが、ある程度手入れされており、ときどき訪問している形跡がある。

例えば

- ・郵便受けにチラシやダイレクトメールがない、もしくは少ない。
- ・車を止めるスペースなどある程度の草刈や、植木の手入れがされている。
- ・敷地内、もしくは隣接地で耕作が行われている。

- ③まったくの荒れ放題となっており、居住や訪問の実態がない。

の3区分に分けます。

さらに近くで耕作等されている方がいる場合は、事情を説明して情報を得ることも一つの方法です。

訪問調査の結果により

①の場合は直接居住されている方に意向調査への回答をお願いします。お留守の場合は「意向調査の回答のお願い」をポストに入れます。

(4)政令に基づく探索方法で判明した方の場合は「森林所有者であることの確認」を行ったうえで意向調査のお願いをします。

この訪問では、できるだけ居住されている方と会い、もし林地台帳上の所有者が回答できない理由(海外赴任や入院、施設への入所など)があれば、そのことを確認することも必要です。

②の場合は、郵便受け等に「訪問連絡票」を入れ、返答を待ちます。

なお、訪問連絡票は本人が読むとは限らないため、あまり具体的なことは書かず、「連絡し

てください」程度にとどめるのが無難です。(別紙 参考様式)

それでも返答がない場合、③の居住実態がない場合は(4)政令に基づく探索方法を行います。

訪問調査の際の注意事項

- ・身分がはっきりわかるよう、市町村の名前が入った公用車の使用や市町村名の入った作業服、腕章、身分証などを着用します。
- ・外部に委託する場合も市町村から委託を受けていることを明確にします。
- ・必ず複数で訪問します。

【参考】電話番号のみが判明し、電話でお問合せする時の要点

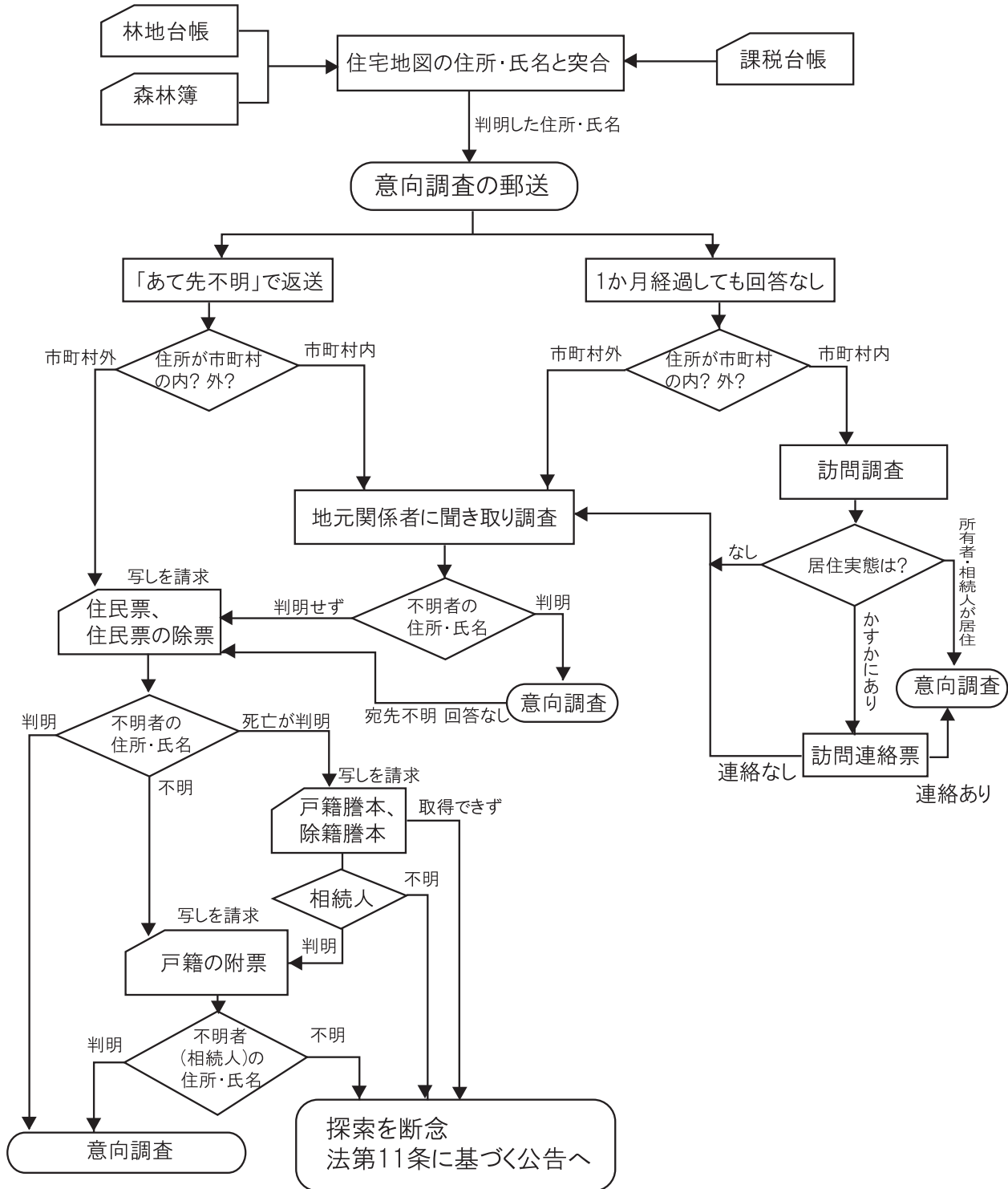
- ・相手方の確認
- ・こちらの身分、電話の趣旨
- ・どうやってそちらの電話番号を調べたか。
- ・アンケート調査の郵送の可否、
- ・アンケート内容の問合せ
- ・住所の確認
- ・お礼

【参考】訪問連絡票の例（適宜内容を修正してください）

〇〇 〇〇 様	令和〇〇年〇月〇日
	〇〇村〇〇〇〇課 課長 〇〇 〇〇
訪 問 連 絡 票	
日頃より当村の林務行政に対し、ご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。	
さてこのたび〇〇村では村内の森林の整備にあたり、森林経営管理法に基づき森林所有者の皆さんにご意向を確認させていただき調査を行っています。	
本日は、ご連絡先が分からないことから突然訪問させていただきましたが、お留守のようでしたので、この連絡票で失礼いたします。	
お忙しい中、誠に恐縮でございますが、一度、下記担当者までご連絡をいただきたく、お願い申し上げます。	
担当者 〇〇県〇〇郡〇〇村大字〇〇 〇〇村役場〇〇課〇〇係 電話 〇〇 〇〇 〇〇 メール 〇〇 〇〇 担当者 〇〇 〇〇	

市町村や調査地区の立地(市街地に近いor山間部)によって調査方法や条件が異なるため、あくまでも目安とお考え下さい

この章で提案する所在者不明森林(共有者不明森林)の探索方法 時系列でのフローチャート



不明森林所有者の探索において、住民票の写し等や戸籍の附票の写しの交付を求める場合、住民基本台帳法第 12 条の 2 第 1 項や第 20 条第 2 項の規定により「国や地方公共団体の機関が法令で定める事務の遂行のために必要である場合」に該当します。

請求の理由欄に記入する内容

請求するもの	請求の理由欄
住民票の写し	森林経営管理法第 4 条に規定する経営管理権集積計画の策定に必要な情報収集のため、住民基本台帳法第 12 条の 2 第 1 項の規定に基づき、住民票の写しを請求する。
住民票の除票の写し	森林経営管理法第 4 条に規定する経営管理権集積計画の策定に必要な情報収集のため、住民基本台帳法第 15 条の 4 第 2 項の規定に基づき、住民票の除票の写しを請求する。
戸籍の附票の写し	森林経営管理法第 4 条に規定する経営管理権集積計画の策定に必要な情報収集のため、住民基本台帳法第 20 条第 2 項の規定に基づき、戸籍の附票の写しを請求する
戸籍の附票の除票の写し	森林経営管理法第 4 条に規定する経営管理権集積計画の策定に必要な情報収集のため、住民基本台帳法第 21 条の 3 第 2 項の規定に基づき、戸籍の附票の除票の写しを請求する
戸籍謄本	森林経営管理法第 4 条に規定する経営管理権集積計画の策定に必要な情報収集のため、戸籍法第 10 条の 2 第 2 項の規定に基づき、戸籍謄本を請求する

実際の交付申請方法

別紙様式に必要な項目を記入し、身分証明書の写しを添付の上、当該市町村の住民課等（相手市町村のホームページから分かります）に送付します。

返信用封筒は義務付けられていませんが、同封するほうがよいと思われます。

なお、業務を委託した場合でも、公用請求は必ず市町村名で行う必要があります。

平成 20 年 4 月 28 日付総行市第 102 号 総務省自治行政局市町村課長から各都道府県
住民基本台帳事務担当部長あて通知の質疑応答集から

（問 11）国と委託契約を締結している事業者から、受託事業に関連して住民票の写し等の請求が行われることがあるが、公用請求には当たらず第三者による申出として取り扱ってよいのか。

（答）お見込みのとおり。

○ ○ 第 □ □ 号
令和 年 月 日

△ △ △ △ 長 殿

× × 市 長
○ ○ ○ ○ 印

住民票の写し〔住民票記載事項証明書〕の請求について

住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 12 条の 2 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり住民票の写し〔住民票記載事項証明書〕の交付を請求します。

請求機関の名称				
現に請求の任に当たっている者	職名		氏名	
請求に係る者	氏名			
	住所			
基礎証明事項以外の記載事項	☐ 世帯主との続柄 ☐ 本籍地及び筆頭者 ☐ その他 ()			
請求事由				
送付先（機関の所在地）	〒			

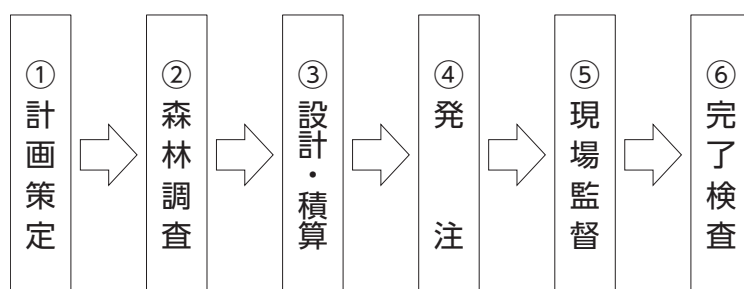
（注）

住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令第 9 条により、「国又は地方公共団体の機関の職員たる身分を示す証明書を提示すること」（写しの添付）が必要です。

市町村が管理権を設定した森林のうち、経営管理実施権が設定されない森林について、間伐や針広混交林への誘導といった経営管理を行う市町村森林経営管理事業を実施する必要があります。

事業の実施にあたっては、民間事業者の能力の活用に配慮することとされていますので、事業を民間事業者に発注し、その者が有する技術的能力を生かした事業を実施する必要があります。

当マニュアルでは、様々な森林施業のうち、市町村が実施する手遅れ林分における保育（切捨て）間伐の計画から完了までの実施方法について記載します。



(1) 計画策定

間伐が必要な森林について現地調査や地域の要望等を検討して計画を策定します。

計画策定のポイント

○ 施業の必要性を確認

- ・ 森林が混みすぎて樹冠が貧弱になり、幹が細長くて重心が高くなるために、冠雪や強風に対して弱くなっている。
- ・ 樹冠が密閉して林内の光環境が悪くなり、下層植生が欠如し、表層土壌が流亡しやすくなっている。
- ・ 通学路沿いの森林や不法投棄がある森林等で暗くなっている。
- ・ その他（地域で問題になっている）

○ 森林所有者を確認

- ・ 林地台帳等により、森林所有者を確認する。
- ・ 過去の施業履歴等について森林組合等に確認する。
- ・ 隣接地との境界を確認する。
- ・ 測量の実施や森林整備について森林所有者から承諾を得る。

○ 事業規模の決定

- ・ 工期や予算規模を検討して単年度で実施できる規模を確認する。

参考

保育間伐 1 ヘクタール当たりの単価 462,000 円/ha（諸経費 + 税込み）

$$\left(\begin{array}{ll} \text{立木本数密度} & 1000 \text{ 本/ha} \\ \text{間伐率} & 30\% \\ \text{林床整理伐 + 玉切 + 整理} & \end{array} \right)$$

※ 玉切 + 整理：間伐木を伐倒後、そのまま放置したら下流に流れ出す危険が高い場合（斜面が急峻、沢沿い、保全対象上部等）は間伐木を 2～3m 程度に玉切りして等高線に平行の方向に整理する。

○ 法令上の制限、手続きの確認

【法令上の制限等】	【必要な手続き】
☐ 保安林の有無	保安林内作業許可申請、保安林内間伐届 ※事前
☐ その他制限林の有無 (砂防指定地、国立公園等)	各法令に基づく許可申請等
☐ 埋蔵文化財の有無	市町村または県教育委員会に確認
☐ 伐採届の提出	森林経営計画に係る伐採 …伐採後 30 日以内 その他の伐採 …伐採の 30 日前まで

(2) 森林調査

○ 森林調査の目的

- ・ 間伐の必要性や作業エリアを決定する。
- ・ 立木の胸高直径（太さ）、樹高（高さ）等を調査し、林分材積等を算出する。
- ・ 地形、地質、下層植生等、作業効率を左右する条件を把握する。また、除地があれば把握する。

○ 森林調査に必要なもの（* = 必須）

施業予定区域の図面等 … 森林計画図*、空中写真、CS 立体図 等

測量用具 … コンパス、巻尺、杭、紅白ポール等（または電子コンパス一式）一式*

胸高直径を測定する器具 … 輪尺、電子輪尺、直径尺 等（いずれか*）

樹高を測定する器具 … ブルーメライス、バーテックス 等（いずれか*）

野帳* ○選木テープ* ○カメラ* ○釣りざお* ○GPS

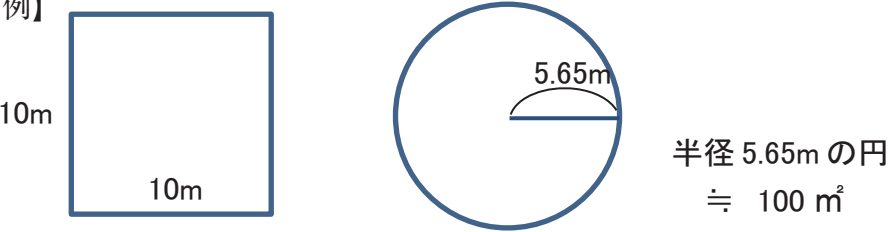
○ 標準地（プロット）調査

施業予定林分の中の標準的な箇所※に調査プロットを設定し、プロット内の立木の本数、胸高直径、樹高等を測定する。

※同一区域内でも林相（立木の密度や生育状況）にはむらがあるので、バランスを見ながら複数のプロットを取る。

プロットの面積は 100㎡～400㎡が一般的。

【100㎡プロットの例】



【200㎡プロットの例】



○ 調査結果の取りまとめ

① プロット内の立木本数、立木材積等を集計する。

※立木材積は、「立木幹材積表」を用いて胸高直径と樹高から得られる。

② ①で得られた数値に（1／プロット面積計）を乗じて 1ha あたりの数値を算出する。

プロット調査記録表

令和 年 月 日 () 天気:

プロットNo. 1 着 手 前

事業名		検査員						
事業箇所		調査者						
所有者名								
【検測位置図】		調査結果						
調査範囲: 100 ㎡ 樹 種: スギ 成立本数: 1,500 本/ha		No.	樹種	直径 (cm)	樹高 (m)	総材積 (㎡)		
		1	スギ	16.0	14.0	0.14		
		2	スギ	20.0	18.0	0.28		
		3	スギ	22.0	19.0	0.36		
		4	スギ	32.0	23.0	0.88		
		5	スギ	26.0	19.0	0.48		
		6	スギ	28.0	20.0	0.58		
		7	スギ	14.0	15.0	0.12		
		8	スギ	20.0	17.0	0.27		
		9	スギ	22.0	18.0	0.34		
		10	スギ	20.0	17.0	0.27		
		11	スギ	16.0	16.0	0.16		
		12	スギ	32.0	21.0	0.79		
		13	スギ	14.0	15.0	0.12		
		14	スギ	28.0	18.0	0.52		
		15	スギ	26.0	19.0	0.48		
【現況写真】								
※検査箇所は林班図上へ印をすること。		合計 15 5.79						
プロット内本数	ha当り本数	プロット内㎡数	ha当り㎡数	平均樹高	平均直径	平均単材積	設計間伐率	必要伐採本数
15 本	1,500 本/ha	5.79 ㎡	579 ㎡/ha	17.9 m	22.4 cm	0.38 ㎡	30.00%	5 本

【 備 考 】



○ 施業方法の検討

プロット調査等により、森林の現状を把握し、必要な施業を検討します。

具体的な施業方法について判断が難しい場合は、森林組合や地域振興局林務課林業普及指導員、国有林職員、地域林政アドバイザー等に技術的支援を依頼します。

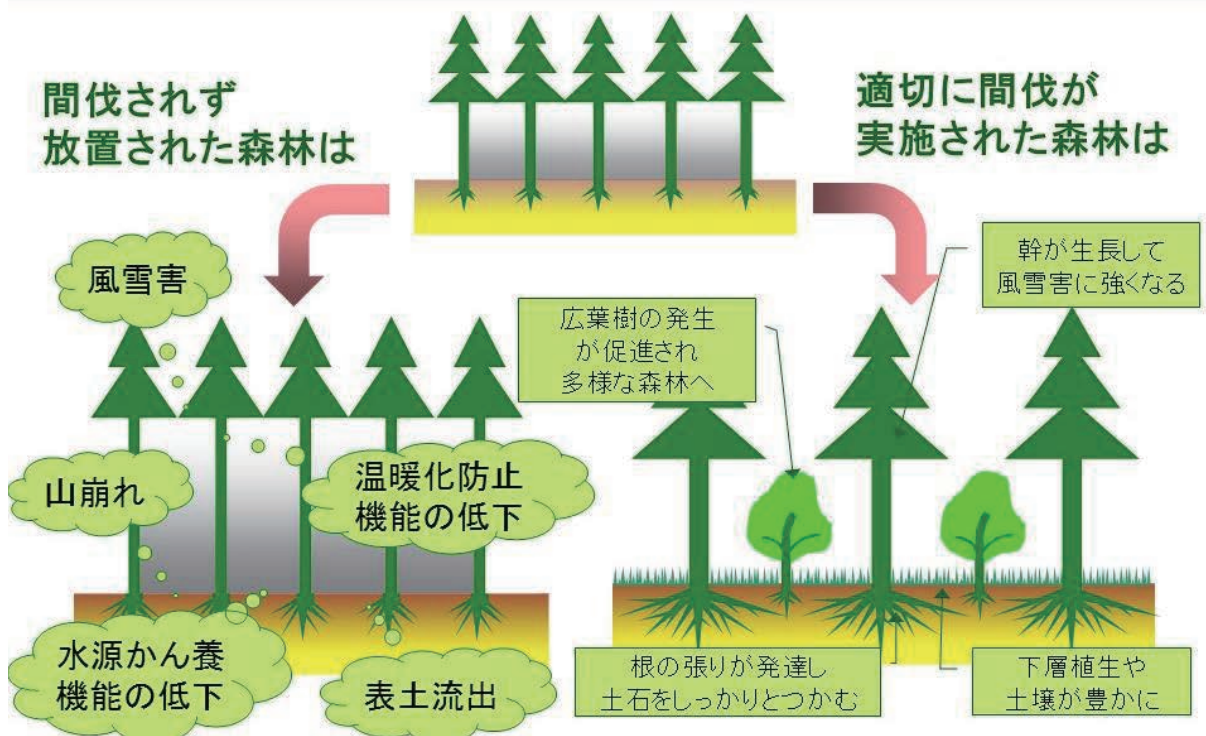
〈参考〉間伐の目的と定義

間伐は、混みすぎた森林を適正な密度で、健全な森林に導くために、また利用できる大きさに達した立木を徐々に収穫するために行う間引き作業です。

除伐も間引き作業の一つですが、除伐は目的樹種以外の侵入してきた樹種を中心に、形質の悪い目的樹種も含めて間引きを行う作業をいいます。

目的樹種が混みだして、細長の木の集団になることを防ぐために、また形質優良木の成長を維持するために、まだ利用径級に達していない段階で形質不良木を主体に間引きを行うことを「切り捨て間伐」または「保育間伐」といいます。

間伐は、適正な密度を考えつつ、いつ、どのような木をどの程度伐採するかは技術、すなわち密度管理と選木の技術です。これによって、個々の木の成長を制御し、望ましい年輪構成へと導くことができます。



(3) 設計積算

策定した計画や森林調査を元に間伐に必要な経費を算出します。

標準的な積算例については間伐積算 Excel ブック※を参照してください。

歩掛は、治山事業（森林整備）設計歩掛（長野県林務部）の最新版を参照してください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/rinsei/kensei/nyusatsu/sekisankijun/documents/sinrinbukakari301201.pdf>

※森林経営管理支援センターの HP よりダウンロード可能

<https://www.pref.nagano.lg.jp/rinsei/kanriseido.html>

手順 1

森林調査の結果を青色のセルに入力

- ・樹種、林齢、面積、伐採前の 1ha 当たりの立木本数密度、間伐方法、間伐率

令和 2 年度 間伐事業計画書	
1 現場名	幅下団地
2 事業内容	保育間伐 1.0ha
切捨間伐	
樹種	スギ
林齢（年）	50
面積（ha）	1.00
立木本数密度（本/ha）	1,000
間伐方法	定性
間伐率（%）	30%
haあたり伐採本数（本/ha）	300

水色セル

 調査結果、根拠資料等から入力

黄色セル

 数式が入力されているので、編集しない

手順 2

単価表No.1 シートを選択します。

作業工程の中で林床整理伐、玉切及び整理が必要な場合は数量に 1 を入力します。

林床整理は、林床植生が間伐の安全な伐倒作業の支障となる場合に計上します。

玉切には伐倒後の枝払いの工程が含まれています。

整理は、玉切した丸太を斜面に対して水平に整理する工程です。人家裏や道路上部等で整理が必要な場合に計上します。

単価表No.1							
		名称：		保育間伐		スギ	
		工種：		定性			
		伐倒本数：		300		本/ha	
区分	名称	形状・寸法	数量	単位	単価	金額	備考
直接事業費	選木		1	ha	20,916	20,916	単価表No.1 - 1
	林床整理伐		1	ha	28,207	28,207	単価表No.1 - 2
	伐倒	チェーンソー	1	ha	69,285	69,285	単価表No.1 - 3
	玉切		1	ha	77,707	77,707	単価表No.1 - 4
	整理		1	ha	36,444	36,444	単価表No.1 - 5
合 計						232,559	円/ha

手順 3

単価表No.1-1 シートを選択します。

選木の単価表を確認します。

- ・「労務単価（特殊作業員、普通作業員）」が最新か
- ・「歩掛」が正しいか

単価表No.1-1						
				名称：	保育間伐	スギ
				工種：	定性	
				伐倒本数：	300	本/ha
名 称	形状・寸法	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
特殊作業員		0.48	人	22,500	10,800	0.16 人/100本
普通作業員		0.48	人	19,400	9,312	0.16 人/100本
小計					20,112	
諸雑費		4	%		804	対象額 20,112
計					20,916	円/ha
(円以下切捨て)						

手順 4

単価表No.1-2 シートを選択します。

林床整理伐の単価表を確認します。

- ・「労務単価（特殊作業員、普通作業員）」が最新か
- ・「歩掛」が正しいか

単価表No.1-2						
				名称：	保育間伐	スギ
				工種：	定性	
				伐倒本数：	300	本/ha
名 称	形状・寸法	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
特殊作業員		0.66	人	22,500	14,850	0.22 人/100本
普通作業員		0.66	人	19,400	12,804	0.22 人/100本
小計					27,654	
諸雑費		2	%		553	対象額 27,654
計					28,207	円/ha
(円以下切捨て)						

手順5

単価表No.1-3 シートを選択します。

伐倒の単価表を確認します。

- ・「労務単価（特殊作業員、普通作業員）」が最新か
- ・「歩掛」が正しいか

伐倒は、平均胸高直径により歩掛が変わるので注意

単価表No.1-3						
				名称：	保育間伐	スギ
				工種：	定性	
				伐倒本数：	300	本/ha
名 称	形状・寸法	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
特殊作業員		1.56	人	22,500	35,100	0.52 人/100本
普通作業員		1.56	人	19,400	30,264	0.52 人/100本
小計					65,364	
諸雑費		6	%		3,922	対象額 65,364
計					69,285	円/ha
(円以下切捨て)						

手順6

単価表No.1-4 シートを選択します。

玉切の単価表を確認します

- ・「労務単価（特殊作業員、普通作業員）」が最新か
- ・「歩掛」が正しいか

玉切は、平均胸高直径により歩掛が変わるので注意

単価表No.1-4						
				名称：	保育間伐	スギ
				工種：	定性	
				伐倒本数：	300	本/ha
名 称	形状・寸法	数 量	単位	単価	金 額	備 考
特殊作業員	枝払	0.93	人	22,500	20,925	0.31 人/100本
普通作業員	枝払	0.93	人	19,400	18,042	0.31 人/100本
小計					38,967	
諸雑費		8	%		3,117	対象額 38,967
特殊作業員	玉切	0.78	人	22,500	17,550	0.26 人/100本
普通作業員	玉切	0.78	人	19,400	15,132	0.26 人/100本
小計					32,682	
諸雑費		9	%		2,941	対象額 32,682
計					77,707	円/ha

(円以下切捨て)

手順7

単価表No.1-5 シートを選択します。

整理の単価表を確認します。

- ・「労務単価（特殊作業員、普通作業員）」が最新か
- ・「歩掛」が正しいか

整理は、平均胸高直径により歩掛が変わるので注意

単価表No.1-5						
				名称：	保育間伐	スギ
				工種：	定性	
				伐倒本数：	300	本/ha
名 称	形状・寸法	数 量	単位	単価	金 額	備 考
普通作業員		1.86	人	19,400	36,084	0.62 人/100本
小計					36,084	
諸雑費		1	%		361	対象額 36,084
計					36,444	円/ha

(円以下切捨て)

手順 8

総括内訳表シートを選択します。

このシートに記載している諸経費率については「森林整備保全事業設計積算要領」に基づき、
 共通仮設費率 5.40%（直接工事費 600 万円以下）

現場管理費率 42.43%（純工事費 700 万円以下）

一般管理費率 22.72%（工事原価 500 万円以下）

を計上しています。

上記、直接工事費等について金額が上回る場合は「森林整備保全事業設計積算要領」に基づき
 積算してください。

また、前払いが 40% 未満の場合は、一般管理費の補正が必要となります。

間伐事業費内訳表							
区 分	名 称	工 種	数量	単位	単価	金額	備 考
	保育間伐		1.00	ha	232,559	232,559	単価表No.1
直接工事費						232,000	(1,000円未満切捨)
間接費	共通仮設費	直接工事費×共通仮設費率	1	式	5.40%	12,528	対象額 232,000
	現場管理費	(直接工事費+共通仮設費)×現場管理費率	1	式	42.43%	103,753	対象額 244,528
	一般管理費	(直接工事費+共通仮設費+現場管理費)×一般管理費率	1	式	22.72%	79,256	対象額 348,840
間接事業費計						195,537	(円未満切捨)
事業費 計						420,000	(10,000円未満切捨)
消費税相当額			10	%		42,000	対象額 420,000
合 計						462,000	

(4) 発注

事業を発注する民間事業者は、県が公表している森林整備入札参加資格者名簿の中から選ぶことも考えられます。(市町村独自の基準で選ぶこともできます)。なお、選定にあたっては、入札を実施するなど、地方自治法に基づく適切な選定を行うようにしてください。

標準的な仕様書の例を参考に添付します。

森林整備事業仕様書（例）

〔一般的事項〕

- 1 事業の実施期限を遵守すること。
- 2 明示のない事項及び不明瞭な点については、すべて監督員と協議し指示を受けて行うこと。
- 3 事業の実施にあたっては、関係法令の規定を遵守するとともに、作業員の危険防止について嚴重な注意を払うこと。
- 4 事業地内の火災防止に万全を期すること。
- 5 作業個々の具体的事項については、次の作業別仕様によって実施すること。
- 6 仕様内容については、作業員に十分徹底するように措置すること。

〔保育（切捨）間伐〕

- 1 間伐木の選定
 - (1) 間伐率は概ね 30%とする。
 - (2) 残存木の育成を考慮し、その妨げとなる立木を伐採するとともに、欠損木や二又木等の著しい形質不良木、劣勢木及び枯損木等も併せて伐採すること。なお、枯損木は間伐率に算入しない。
- 2 作業の方法
 - (1) 伐倒にあたっては、残存木を損傷させないように留意するとともに、かかり木等の危険木は安全に処理を行い放置しないこと。
 - (2) 伐倒した伐倒木、雑木、灌木類は作業並びに管理の妨げとならないよう整理すると共に、地面に接するように玉切りすること。
 - (3) 玉切りした材は、下方に転落、流出しないように安定させること。
 - (4) 林内のつる等はすべて切断し、残存木から取りはずすこと。

〔その他〕

- 1 施業地の施行管理のため、林業土木工事施工管理基準（長野県林務部発行）等を参考に管理プロットの設置及び施行写真の撮影を行い、プロット調査結果及び写真帳を提出すること。

(5) 現場監督

発注後の現場監督は、施工区域の確認や間伐率等の確認を行うことが必要になります。

特に、施工区域については、隣接区域とのトラブルを未然に防ぐ観点から受注者と杭の位置等を確認しましょう。

監督員による検査（確認を含む）及び立会等については、林業土木共通仕様書（長野県林務部発行）<https://www.pref.nagano.lg.jp/rinsei/kensei/nyusatsu/sekisankijun/shiyosho.html> を参考に実施します。

現場監督のポイント

〈施行前〉

- ・ 施工区域を示す杭があるか。
- ・ 作業実施前に標準地において伐採率等の設計条件を確認。
- ・ 電線や人家等で特殊な伐採が必要な立木（危険木）が無いか。
- ・ 除地が無いか。

〈施行中・施工後〉

- ・ 間伐率は適正か。（劣勢木のみの伐採で間伐の効果が期待できない等）
- ・ 施工区域内の溪流に伐採木を放置していないか。
- ・ 作業道や歩道を塞ぐように伐倒していないか。
- ・ 伐倒時に掛かり木で倒伏できない場合は、テープ等で危険区域を示しているか。
- ・ 現場内は火気厳禁
- ・ 安全作業を実施しているか。
- ・ 標準地は施工後も残置しているか。

※ 標準地（ $200\text{m}^2 = 10\text{m} \times 20\text{m}$ 程度）の設定（1団地あたり）

施工面積 1ha 未満は 1箇所以上

1ha 以上は、2ha に付き 1箇所以上



(6) 完了検査

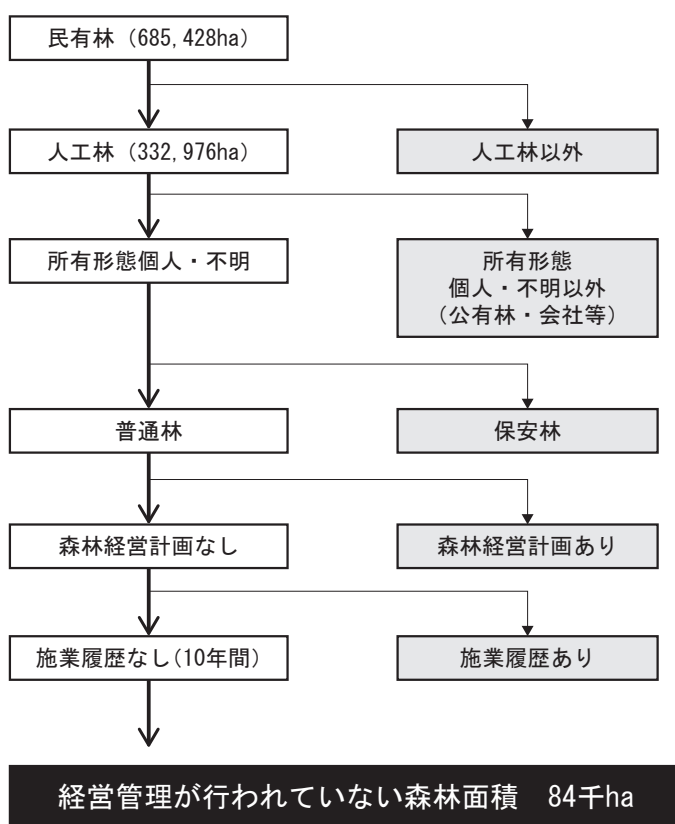
受注者から完了届が提出されたら完了検査を行います。

完了検査については、林業土木工事施工管理基準（長野県林務部発行）<https://www.pref.nagano.lg.jp/rinsei/kensei/nyusatsu/sekisankijun/shiyosho.html> を参考に実施します。

1 県内に森林経営管理制度の対象になる森林はどれくらいあるか。

新たな森林管理システムは、所有者による経営管理が行き届かない森林の整備を進めるためのものであり、森林整備の実績等から予測すると、**対象となる森林は約8万4千ヘクタール程度**と推測され、県内人工林の約4分の1に相当する。

【市町村とのワーキングにおいて検討した内容】



2 森林経営管理制度は市町村にとっては義務になるのか。

市町村に法的な義務が生じるものではないが、森林環境税という新たな国民負担を伴う形で創設される制度となるため、森林の所在する市町村においては、これまで経営管理が行われていない森林への対応を図っていくことが必要と考えられる。

3 県として目標面積などを設定するのか。

森林経営管理制度は、市町村が主体となった取組であること、また、森林所有者への意向調査を行った結果として経営管理権を設定する仕組みとなっていることから、県で一律に目標を設定するのは馴染まないと考えている。

一方で、意向調査については、最長でも15年で市町村区域内の対象森林を実施することが目安として示されているため、それぞれの市町村において、対象森林を抽出し、優先順位を定めて意向調査を実施していく必要がある。

4 森林経営計画等の既存の取組とどちらを優先するのか。

森林経営管理制度は、既存のスキームで整備が進まない森林への措置であり、本来であれば、所有者自ら又は森林組合等の林業事業体による経営管理を進めることが基本である。

このため、森林経営計画等の既存の取組で森林の経営管理を図っていくことを基本として、意向調査を実施する際に既存の取組に誘導する等の取組も必要と考えている。

5 林業事業体の集約化の動きが鈍るのではないか。

森林経営管理制度については、全体の事業量の底上げへの期待はできるが、特定の事業者への業務の委託を約束するものではないため、林業事業体が森林経営管理制度のみで経営の安定化を図ることは困難だと考えている。

むしろ、林業事業体には、これまでの取組に加えて事業量が確保できる可能性が広がることになるため、森林経営管理制度の取組を通じ、技術向上や健全経営に取り組む契機として捉えていただきたいと考えている。

6 林業労働力が足りなくなるのではないか。

森林経営管理制度の運用が本格化し、経営管理権の設定が増加してくれば、労働力の問題が生じることが懸念される。

特に、県内の林業従事者は、ここ数年、素材生産に偏重している傾向にあり、皆伐、再造林が増加してくると、造林を担う従事者が不足することが課題となる。

林業労働力については、森林経営管理制度の円滑な運用に大きな影響があることから、現場の実態を真摯に受け止めつつ、目標の見直しや必要な施策などを含め、継続して検討していくべき課題と考えている。

7 所有者が不明の場合にも対応ができるのか。

森林経営管理法では森林所有者又は共有者の一部が不明の場合、一定の手続きを経て所有者の同意を得たものとみなすことができる特例措置が講じられている。

ただし、あくまでも特例措置であり、基本的には所有者を特定し、経営管理権の設定について同意を求めていくことが基本である。

【一部所有者が不明の場合（共有者不明森林）の手順】

- ① 所有者（権利者）の探索
 - ・登記事項証明書等（住民票、戸籍、占有者への情報提供依頼等）により所有者情報を取得
[登記名義人死亡の場合の相続人は、配偶者がいる場合は、配偶者又は子、配偶者がいない場合は、直系尊属（父母）や兄弟姉妹]
 - ・所有者として特定するための書類を書留郵便で送付又は訪問
- ② 経営管理権を設定する旨（経営管理集積計画等）の公告
- ③ 6ヶ月以内に異議がなかった場合は、経営管理権の設定に同意したものとみなされる。

【所有者が不明の場合の手順】

- ① 所有者（権利者）の探索
 - ・上記と同じ
- ② 経営管理権を設定する旨（経営管理権集積計画等）の公告
- ③ 6ヶ月以内に所有者としての申出が無い場合は、当該期間が経過した日から4ヶ月以内に県に裁定の申請
- ④ 県による裁定を経て経営管理権の設定に同意したものとみなされる。

8 所有者が不明の場合は、所有者への還元はどのようにするのか。

森林経営管理法の特例（県の裁定）を用いて経営管理権が設定された所有者の森林において、所有者に支払うべき金銭が生じた場合は、当該金銭の支払いに替えて当該金銭を供託する（森林経営管理法第29条）ことになり、当該金銭の供託は、森林が所在する供託所に行うこととされている。

なお、当該供託は弁済供託の性質を有し、権利を行使することができる時（供託時）から10年で時効消滅する。

9 林業経営に適した森林をどうやって判断していくのか。

基本的には、森林資源の現状や傾斜、路網整備の状況、木材の供給先の有無等により総合的に判断していくことになる。

加えて、市町村が経営管理実施権を設定するにあたり、意欲と能力のある林業経営者に当該地の経営管理の公募を行ったものの、応じる事業者がいなかった場合に林業経営に適さない森林として分類することも可能とされている。

10 市町村は森林の管理費用を所有者に求めることができるか。

制度上、不可能ではないが、経営管理権を設定する森林は、所有者による経営管理が行われていない森林であり、現実問題として、所有者が管理費用の負担に応じるとは考えにくい。

仮に負担に応じる意思があるのであれば、経営管理権を設定するのではなく、既存の森林経営計画等の取組によって補助事業を活用しながら経営管理を行うことが望ましい。

また、市町村による森林の経営管理の財源として、森林環境譲与税が措置されている。

このため、森林所有者の負担を要せず、市町村が森林環境譲与税を活用して管理を行うことが適当と考えている。

11 所有者から経営管理権設定の申出があった場合は受けなければならないのか。

森林経営管理法第6条に基づき、森林所有者から経営管理権の設定の申出があった場合、市町村は、経営管理権を設定することの必要性が認められる場合は、経営管理権の設定を行うことになるが、必要性が低い場合は、経営管理権を設定しないことも差し支えないとされている。

この場合は、合理的な理由を付して所有者に通知をすることとされており、林野庁手引きによると以下の事例が挙げられている。

経営管理権の設定にあたっては、一定のまとまりをもった単位で意向調査を実施して、順次、経営管理権を設定することが想定されるため、意向調査の実施まで申出を保留することが現実的な対応と考えられる。

このため、意向調査の優先順位等の方針を早期に決定することが必要である。

【経営管理権を設定しない場合の事例】

- ① 森林所有者が主伐により収益を上げたにもかかわらず植栽していない等、森林所有者が

- 自らの負担により必要な施業を実施する必要があると認める場合
- ② 係争地であるため、ただちに経営管理権を設定することが困難な場合
 - ③ 周囲の森林と一体として整備することが相当とするものとして認められない場合
 - ア 天然林のように継続的に施業を実施する必要がない場合
 - イ 申出のあった森林が0.1ha未満の小面積であって、周辺森林について、経営管理意向調査を実施しても経営管理の集積・集約化が見込めない場合
 - ウ 経営管理が行われていない森林に該当しない等、市町村がただちに経営管理権を取得する必要がない場合

12 寄付の申し出があった場合は、どう対応するのか。

森林の寄附は、経営管理法の対象外となるため、それぞれの市町村で受入れの適否について判断いただくことになるが、不公平感の生じないように、一定の考え方を整理しておくことが必要と考えられる。

また、林業経営体や森林の取得を希望する者へのあっせんなども考えられるため、日ごろから林地の取得や森林の利活用の希望状況についても留意しておく必要もある。

13 天然林でも経営管理権を設定できるか。

私有林人工林の整備を進めるために創設された仕組みであるため、私有林人工林において優先的に意向調査を実施していくことになるが、一体的な管理が必要な場合など、地域の実情によって天然林や竹林を含めることも可能とされており、それぞれの市町村で必要性を判断いただくことになる。

14 保安林では経営管理権を設定できるか。

保安林は、森林の公益的な機能の持続的な発揮を目的に伐採等の規制を行うものであり、森林経営管理法でも保安林は除外していないため、経営管理権を設定すること自体は問題ない。

なお、今後治山事業が予定されている箇所については、経営管理権集積計画の対象から除外すること。

15 森林経営管理制度は森林信託と何が違うのか

森林信託は、森林所有者の所有権を移転することになり、所有者の相続問題に捉われない安定的な経営管理や、資金調達のノウハウを有する民間事業者の参入が期待できる。

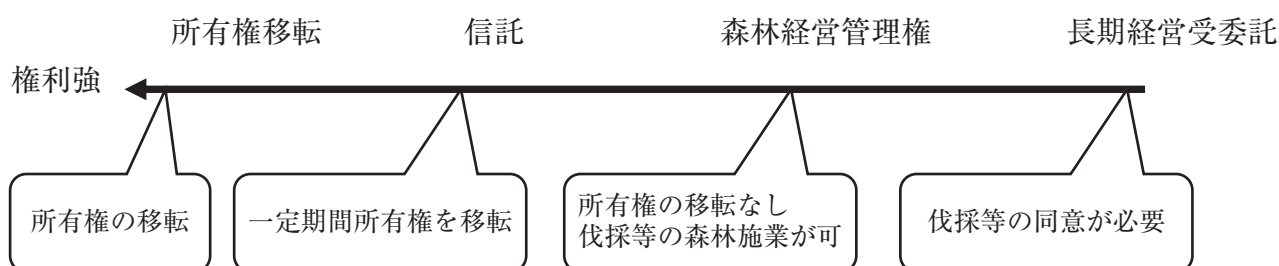
ただし、森林の運用益を経営管理に充当することになるため、一般的には林業に適さない森林の経営管理が行われるとは考えにくい。

一方、森林経営管理制度は、市町村が仲介役となることで所有者の安心感が高くなる効果や所有者不明森林などに特例が設けられているなどの利点があり、森林環境譲与税が措置されていることで林業に適さない森林の経営管理も可能である。

- ・民間銀行（三井住友信託銀行）が岡山県西栗倉村で2019年度の森林信託の導入を目標に調査事業に着手。
- ・三次地方森林組合（広島県）や御嵩町有林（岐阜県）で森林信託の事例あり。
- ・県内でも中川村で集団離村した集落で上伊那森林組合が森林信託事業を実施。林業公社と分収林契約。

	森林信託	森林経営管理制度
概要	森林所有者と信託会社が信託契約を締結し、所有権が信託会社に移転する。所有者は木材収入等を受け取る受益権を有する。 固定資産税は課税されない。	市町村が経営管理権を設定し、森林所有者の森林を経営管理。所有権は移転しない。所有者は森林管理受益権を設定することで木材収入等を受け取ることができる。 固定資産税が課税される。
事業者	民間信託会社等	市町村
費用	森林の運用益や民間からの資金調達等	森林環境譲与税を充当
所有者の同意	関係者全員の同意が必要	基本的に関係者全員の同意が必要。ただし、所有者不明森林等に対する特例措置あり
所有者の相続	所有者に相続が生じた場合も影響されない。	所有者に相続が生じた場合は経営管理権が承継される。

【森林の経営管理の集約化のイメージ】



森林経営管理制度実施計画リスト

[illegible]

薄青：林地台帳の情報
黄色：調査結果を記入

発行

長野県 林務部 森林政策課 森林経営管理支援センター

〒380-8570

長野市大字南長野字幅下 692-2

T E L（代表） 026-232-0111（内 3224）

T E L（直通） 026-235-7264

F A X 026-234-0330

E-mail shinrin-kanri@pref.nagano.lg.jp

